

事業説明シート

事業名	広聴実施事業（パブリックコメント、県政参画電子アンケート、出前説明会、アンケートシステム整備）	担当部	未来づくり推進局
		担当課	県民課
実施根拠	鳥取県民参画基本条例【H25.3.26公布】	開始年度	平成11年度
事業概要	目的等	<p>【背景】</p> <p>本県では、これまでも情報公開を徹底し、透明性の高い県政を実現するとともに、パブリックコメント、県民の声、アンケート調査等を積極的に実施してきた。これらの県民参画のための制度を、県民の多様な意見を取り入れられるよう引き続き発展させることで、意思形成の段階から施策の実施及び評価の段階に至るまで、県民と県が連携し、協力する関係を築くことができると考えられる。</p> <p>このような認識の下、県民が主役の県政を推進するために必要な県民参画に関する基本的事項を定め、鳥取県ならではの県民の参加と協働による民主的で公正な県政を実現するため、平成25年3月に鳥取県民参画基本条例を制定した。</p> <p>本条例の理念を具現化し、パートナー県政を実現するため、各種広聴事業等を実施し、県民の皆さんが県政を身近に感じ、県政に積極的に参加していただける鳥取型デモクラシー（県民の県民による県民のための県政）の実現を目指している。</p>	
		<p>【目的】</p> <p><パブリックコメント> 県の重要施策の意思決定に当たり県民の意見を求めることにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る。</p> <p><県政参画電子アンケート（会員登録あり）> 県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、インターネットを利用したアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。</p> <p><出前説明会> 県が重点的に取り組んでいる事業や県民の関心が高い課題などについて、県職員が県民の集会等に出向いて説明し、県民の県政に対する理解の促進を図るとともに、県民の生の声を聴いて施策に反映させる。</p> <p><アンケートシステム整備（無作為抽出アンケート・ウェブアンケート）> 県政課題が多様化する中、それぞれの課題にあったターゲット（年代、地域、性別等）を明確にし、意見を聞き取り県施策に反映させる。</p>	
		<p>【成果目標】</p> <p>県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現すること</p>	
		<p>【県が実施しなければならない理由】</p> <p>鳥取県民参画基本条例第6条第1項により「県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。」とされるほか、同条例第7条第1項において、「県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。」とされ、県には広聴を実施する義務がある。</p>	
		<p>対象（サービス受給者）</p> <p>鳥取県民</p>	
		<p>事業内容（手段・手法）</p> <p><パブリックコメント> 県の主要な施策や重要な条例等の立案にあたって、その主旨や内容などを公表（ホームページ、新聞広告、県や市町村の窓口での資料配付等）し、これに対する県民の意見を求め、県民から寄せられた意見を考慮して、意思決定に反映していく。 （H25年度実施テーマ数：22テーマ、意見総数：1,040件）</p> <p><県政参画電子アンケート> 県政課題の意思決定過程において、県政参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、あらかじめ公募により登録された会員に対して、随時インターネットを利用したアンケート調査を実施する。 （H25年度実施テーマ数：12テーマ、登録会員数：473人）</p> <p><出前説明会> 県が重点的に取り組む事業や県民の関心が高い県政の課題について、県民からの希望に応じ、県の職員が県民の集会等に出向いて説明するとともに、県民との意見交換を行う。 （H25年度開催回数 394回）</p> <p><アンケートシステム整備（無作為抽出アンケート（標本数：3,000人）・ウェブアンケート）> 住民基本台帳をもとに、課題にあったターゲットとなる者を抽出し郵送によるアンケートを実施する。また、ウェブアンケートは、民間のリサーチ会社が保有している会員の中から条件にあう者をピックアップしてその対象者へアンケートを実施する。 ・無作為抽出アンケート：H25年度実施テーマ 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート ・ウェブアンケート：H25実施なし</p>	
<p>目的達成に向け、上記の手段・手法を選択した理由</p> <p><パブリックコメント、県政参画電子アンケート> 県民の意向を把握し、寄せられた意見を参考に意思決定を行うことが可能となる。</p> <p><出前説明会> 県民との対面により県の施策を説明することで、県民の県政に対する理解がより深まるとともに、県民の生の声を県政に活かすことができる。</p> <p><アンケートシステム整備（無作為抽出アンケート・ウェブアンケート）> 県政課題が多様化する中、課題にあったターゲット（年代、地域、性別等）の意見を聞いて、施策に反映させていくことが可能となる。</p>			

事業の実施方法 (国、市町村などを含めて、当該事業を進める上で の手続きを記載) ※フロー チャート式による記載も可	別添資料 参照					
26年度 予算額	事業費	11,953千円	(財源内訳)	国庫支出金	一般財源 11,953	
	トータル コスト	26,657千円 [正職員: 1.9人、非常勤職員: 0.4人]				
決算額	年度	事業費		国庫支出金	一般財源	
	25年度	9,756千円	(財源内訳)		9,756	
	24年度	7,445千円	(財源内訳)		7,445	
	23年度	6,499千円	(財源内訳)		6,499	
これまでの 事業実績	<p>※ 件数等の詳細については、別添資料を参照</p> <p><パブリックコメント・出前説明会> 平成11年度から実施 平成25年度は22件のパブリックコメントを実施し、128件の意見を反映させた。</p> <p>平成25年度は394件の出前説明会を開催した。 また、県民がテーマを選びやすくするため、テーマを幅広く設定することに努めた。</p> <p><県政参画電子アンケート> 平成14年度から実施 平成25年度は12件の電子アンケートを実施した。 また、平成24年度からスマートホンなど携帯端末からも登録・回答できるようシステム改修を行っており、利便性の向上について県民への周知を図り、会員の確保(増員)に努めた。</p> <p><アンケートシステム整備(無作為抽出アンケート)> 平成25年度から実施</p>					
	主な活動実績 (活動量の指標)	活動指標名	単位	23年度	24年度	25年度
	パブリックコメント	実施件数		28	45	22
		意見数		1,048	1,623	1,040
	県政参画電子アンケート	実施件数		10	15	12
		会員数		234	297	473
	出前説明会	テーマ数		224	230	236
		開催件数		350	383	394
主な成果実績 (目的の達成度を図る物差し)	成果指標名	単位	23年度	24年度	25年度	
	パブリックコメント		別添資料 参照			
事業の自己評価 (今後の方向性、 課題等)	<p><パブリックコメント・県政参画電子アンケート> 条例、重要な施策策定に当たり、県民の意向を把握し、寄せられた意見を参考に意思決定を行うことができた。 多くの県民の方に関心を持ち参画していただけるよう、さらなるPRを行うとともに、さらにわかりやすい表現を心がけていく必要がある。</p> <p><出前説明会> 重点事業や県民の関心が高い課題について直接説明するとともに、県民の生の声を聴き、県民による県政参画を推進することができた。</p> <p><アンケートシステム整備(無作為抽出アンケート)> 各市町村の住民基本台帳をもとに課題にあったターゲットとなる者を抽出しアンケートを実施することで、県民の意向を的確に把握することができた。</p> <p>【今後の方向性】 パブリックコメント、県政参画電子アンケート等の県民参画のための制度を引き続きPRするとともに、その制度内容についても随時見直し、発展させることで、県民の多様な意見を取り入れられるように努める。</p>					
	特記事項	○ 平成24年度に県政参画電子アンケートのシステムを変更 携帯電話に対応したシステムの導入				

鳥取県の広聴制度

広聴制度

広聴とは、県民の県政に対する意見・要望を聴き、積極的に行政施策に取り入れていく制度であり、現在、複数の手法で県民の意見、要望等を聴く機会を確保している。

1 県民の声

県民の方から、県政に対する意見、提案、要望、苦情などを自由に寄せていただく制度

(H25) 寄せられた意見：1, 589件

- ・ 26年度予算に反映：のべ24意見、22事業
- ・ 26年度施策への反映数：117意見

2 出前説明会

県民の方から特定テーマについての説明要望に応じて、県職員が出向いて説明し、御意見などをお聞きする場

(H25) 実施件数：394件 (H25) 設定テーマ数：236件 (H26) 設定テーマ数：232件

3 伸びのびトーク

県内の方からの要請により知事など県の幹部が直接出向き、地域の直面する課題について意見交換する場

(H25) 実施件数：5件

4 パブリック・コメント

県から県政の特定テーマについて企画案等を提示し、広く県民の方から意見を募集し参考とする制度

(H25) 実施件数：22件 / 寄せられた意見：1, 040件

5 県政参画電子アンケート

県の担当部局の懸案の特定テーマについて、短期間に県民意向の把握を要する場合等に、登録会員473名に対してインターネットにより調査

<登録会員の内訳>

[男女別] 男211名、女262名

[地域別] 東部191名、中部87名、西部195名

<25年度の実施件数> 12件 (アンケートへの回答率は約7~8割台)

6 アンケートシステム整備 (無作為抽出アンケート・ウェブアンケート)

住民基本台帳をもとに、課題にあったターゲットとなる者を抽出し郵送によるアンケートを実施する。また、ウェブアンケートは、民間のリサーチ会社が保有している会員の中から条件にあう者をピックアップしてその対象者へアンケートを実施する。

- ・ 無作為抽出アンケート：H25年度実施テーマ 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート
- ・ ウェブアンケート：H25実施なし

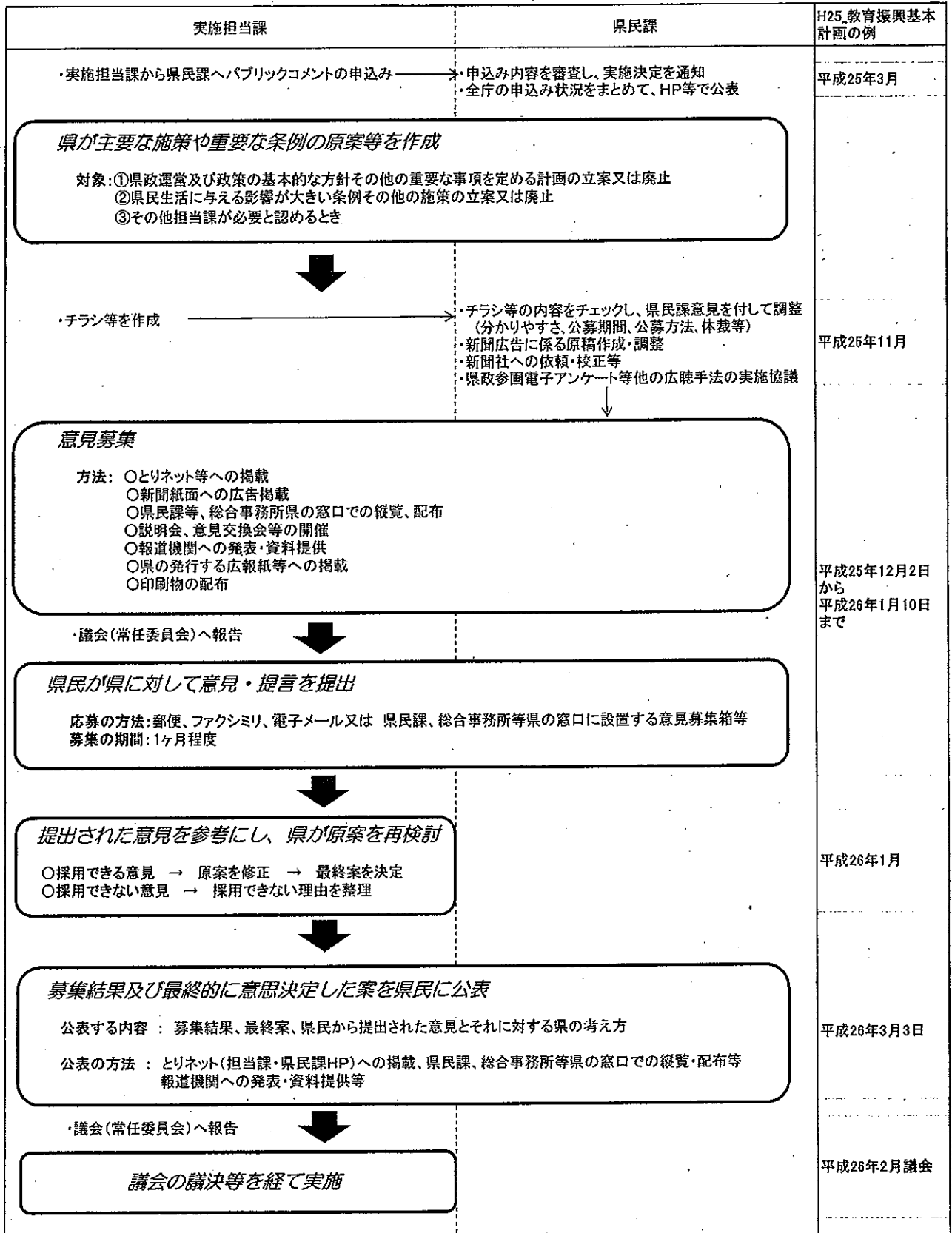
7 審議会等の会議

平成25年度末で、県では326の審議会等があり、各種施策の実施に当たり県民各層からの意見を伺い、施策決定に反映している。県の附属機関である審議会等の委員には幅広い分野からの登用を推進。可能な限り公募に努める。

8 施策説明会・意見交換会

県の担当課が県施策の具体的実施に当たり、市町村を始め、県内の各種関係団体や対象県民等に説明し、併せて県の施策に対する意見を伺う機会

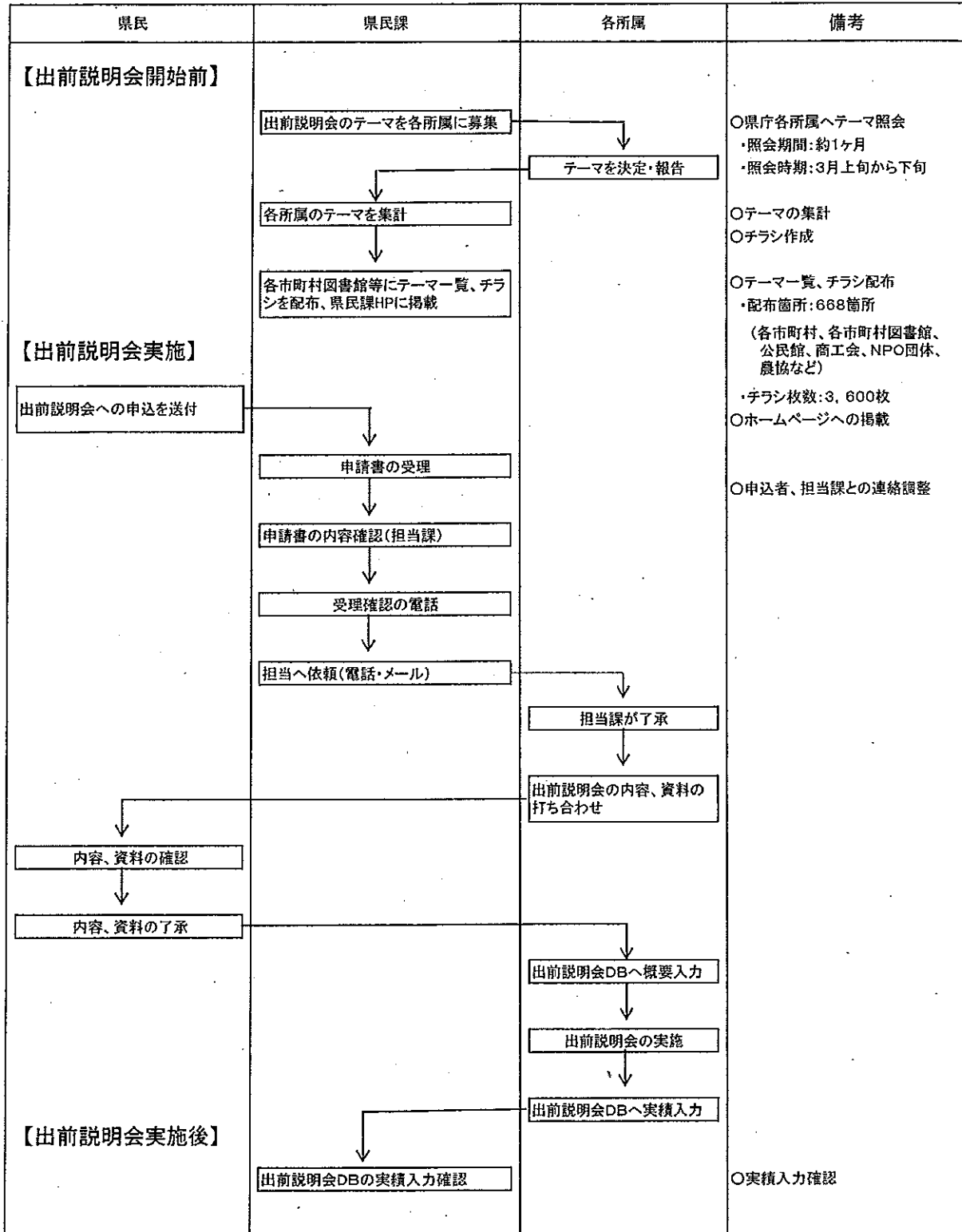
■パブリックコメントの実施フロー



県民参画電子アンケート実施フロー

担当課	県民課	備考(注意点)
電子アンケートの申込 【県政参画電子アンケート 調査実施申込書】		<ul style="list-style-type: none"> ○調査テーマ及び必要性を明確にする ○調査の主な内容を決めておく <ul style="list-style-type: none"> ■主な質問項目 ■選択肢等 ○回収時期(アンケート〆切期日) <ul style="list-style-type: none"> ■パブコメ等の日程と調整 ■アンケート期間は2週間程度確保 ○スケジュールの確認 <ul style="list-style-type: none"> ■実施日程の調整
	電子アンケートの 案文作成のお願い	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート開始の前に、県民課よりアンケート内容の作成依頼(口頭) ○担当課とやりとりしながら、設問を確定 <p>【アンケート設問作成のポイント】 (基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■調査の回答者属性の確認(年齢・性別・住所地など) ■心理的特性(価値観の確認) ■経験的特性(行動の有無や頻度の確認) <p>(政策的質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各設問の論点をわかりやすくする ■あいまいな質問は避ける ■選択肢の基準を明確なものとする <p>(過去のアンケート設問等を参考に効果的な設問となるよう工夫)</p>
電子アンケート設問の確定		<ul style="list-style-type: none"> ○県民課で設問の確定 ○確定したアンケート設問を元に県民課で専用ページへ設問を登録 ○専用ページのレイアウト等を担当課で確認
	設問について確定後にアンケート専門ページに登録	
	電子アンケート会員にアンケート内容と案内メールを送付(アンケート開始)	<p>(県民課処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート内容を県民課ホームページ上に掲載 ○アンケート会員へアンケート実施についての案内メールを送付 ○メールが宛先不明等で返信されてきた場合には調査して、再送 ○アンケート実施時にメールアドレス等変更あれば修正 ○回答率に応じて、未回答者へ案内メールの再送
アンケート〆切		
調査結果を政策に反映	回答を基にアンケート結果表を作成 担当課へフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> ○システムから回答一覧を出力し、回答者の整合性を確認 <ul style="list-style-type: none"> ※メールアドレス誤り…登録者捜し ※重複回答者…最終回答を有効とする ○csvデータからエクセルデータに変換し、詳細データの作成 ○回答のグラフ化 ○回答者属性の整理 ○HP掲載用データの作成
	調査結果を県民課ホームページへ掲載し公表	

■ 出前説明会実施フロー



パブリックコメント応募意見の政策案等への反映状況

	主なテーマ	① 反映した	② 既に盛り 込み済	③ 今後の検 討課題	④ 対応困難	⑤ その他(施 策の体系 外)	⑥ 計	反映率 (①+②) /⑥
平成21年度	・思いやり駐車場利用証制度 ・今後の県立高等学校のあり方 ・県庁北側緑地の駐車場化	106	248	504	76	88	1,022	34.6%
平成22年度	・鳥取県人権施策基本方針の第二次改訂 ・犬、ねこの譲渡実施要領改正 ・鳥取県青少年健全育成条例の一部改正	100	326	111	225	334	1,096	38.9%
平成23年度	・生食用食肉や生レバーに係る条例の一部改正 ・人権教育基本方針の改定 ・とっとり環境イニシアティブプランの策定	425	208	266	68	115	1,082	58.5%
平成24年度	・鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定 ・国際リゾートとっとりプランの策定 ・保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例の制定	74	385	231	667	250	1,607	28.6%
平成25年度	・鳥取県手話言語条例について ・子育て王国とっとり条例（骨子案）について ・鳥取県教育振興基本計画の改定について	128	400	195	86	231	1,040	50.8%

【今後の検討課題が多かったテーマ】

- ・今後の県立高等学校のあり方について（H21）・・・157件
- ・県庁北側緑地の駐車場化に関する意見募集（H21）・・・254件

【対応困難が多かったテーマ】

- ・犬、ねこの譲渡実施要領改正（H22）・・・141件
- ・鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定（H24）・・・245件
- ・国際リゾートとっとりプランの策定（H24）・・・264件

5-5

平成25年度 パブリックコメント実施一覧

番号	区分	テーマ	パブコメ実施予定時期	担当課	意見数
1		鳥取県バイシクルタウン構想(案)について	H25. 5月10日～5月31日	環境立県推進課	19
2	条例	鳥取県手話言語条例(仮称)について	H25. 7月26日～8月8日	障がい福祉課	285
3		橋津川水系河川整備計画(原案)について	H25. 9月19日～10月18日	中部県土整備局河川砂防課	5
4		鳥取県立中央病院の機能強化基本構想(素案)	H25. 10月7日～10月28日	病院局総務課	19
5	条例	子育て王国とっとり条例(仮称)(骨子案)について	H25. 10月10日～10月27日	子育て応援課	261
6		鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について	H25. 10月23日～11月11日	健康政策課	3
7		鳥取の未来づくりに向けた新たなテーマ・方向性について	H25. 11月11日～12月6日	企画課	6
8		子どものスポーツ活動ガイドラインについて	H25. 11月21日～12月20日	スポーツ健康教育課	14
9		鳥取県教育振興基本計画の改定について	H25. 12月2日～H26. 1月10日	教育総務課	99
10		鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針について	H25. 12月17日～H26. 1月16日	いじめ・不登校総合対策センター	34
11		鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第3次計画)	H25. 12月19日～H26. 1月14日	家庭・地域教育課	28
12	条例	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正について	H25. 12月20日～H26. 1月15日	危機管理政策課	34
13		鳥取県スポーツ推進計画について	H25. 12月26日～H26. 1月24日	スポーツ健康教育課	21
14	条例	鳥取県石綿健康被害防止条例の改正について	H26. 1月14日～1月23日	水・大気環境課	4
15		人口・活力対策指針(仮称)について	H26. 1月21日～2月3日	企画課	6
16		鳥取県薬物濫用対策推進計画の策定について	H26. 1月27日～2月14日	医療指導課	1
17		鳥取県動物愛護管理推進計画の中間見直しについて	H26. 2月3日～2月28日	くらしの安心推進課	106
18		平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)について	H26. 2月3日～2月28日	くらしの安心推進課	18
19		鳥取力創造ガイドライン(案)について	H26. 2月21日～3月13日	鳥取力創造課	4
20		鳥取県地域防災計画(平成25年度修正)(案)について	H26. 2月27日～3月12日	危機管理政策課	32
21		鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)について	H26. 2月27日～3月12日	原子力安全対策課	13
22		とっとり森と緑の産業ビジョン(案)について	H26. 3月18日～4月11日	林政企画課	28
					1,040件

パブリックコメント実施結果報告書

平成25年8月21日

担当課	福祉保健部障がい福祉課
担当者	認定担当 秋本
連絡先	内線：7856

意見公募のテーマ：鳥取県手話言語条例（仮称）案に対する意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
6 (1)	46 (26)	24 (11)	0 (0)	209 (177)	285 (215)

※「その他の方法」：条例説明会、県民参画電子アンケート

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	4	<ul style="list-style-type: none"> 手話サークルの存在は重要。条例中に規定を設けるべき。 第三者機関を設けてチェック体制を整備することが必要。
既に盛り込み済み	177	<ul style="list-style-type: none"> あいサポート運動のような具体的な活動をする人を増やすことが重要。 学校教育の現場から手話を学ぶ環境を増やしていただきたい。 職場等で最低限の手話ができる体制づくりを目指し、手話の学習会などの機会を広めていくこと。 子どもたちが手話と接する機会を増やすことで、手話を身近なものにすべき。
今後の検討課題	86	<ul style="list-style-type: none"> 手話は自閉症や知的障がいをもつ子ども・大人にとっても活用できる。手話の持つ可能性を他の障がいへの広げていくことについて考えてはどうか。 手話通訳者の身分保障、適正な報酬や雇用の場の確保を図って欲しい。 手話以外の意思疎通手段（点字、要約筆記、筆談等）への支援。 地域ごとに地域の聴覚障がい者を把握して災害時に対応して欲しい。 手話通訳者の配置を申し出ても「予算がない。」と断られるケースがある。県で支援できないか。
対応困難	12	<ul style="list-style-type: none"> たった4回の会議で案が決まり議会に出すのは如何か。もっと議論が必要。 「障がい者」ではなく「障害者」と表記すべき。 健常者が手話を強制的に取り組ませる施策が必要。 英語の授業をやめて、手話の授業を取り入れたらよい。
その他 （例：施策の体系外の意見等）	6	
計	285	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			

※「その他」の例：審議会報告など

鳥取県手話言語条例（仮称）案への意見募集結果の概要

1 パブリックコメント、県民参画電子アンケート

- (1) 意見募集期間 平成25年7月26日（金）から同年8月8日（木）まで
 （県民参画電子アンケートは、平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで）
 (2) 受付意見数 285件（215人）
 （うち県民参画電子アンケート分は200件（170人）、条例案説明会分は9件（7人））

2 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会

- (1) 日時 平成25年8月10日（土）午後1時から2時30分
 (2) 場所 新日本海新聞社中部本社ホール（倉吉市）
 (3) 参加人数 約60名（受付意見数は上記1（2）参照）

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
普及啓発活動も重要という意見（49件） ろう者の理解、これなくして意義ある手話の普及にはならない。ろう者の歴史、ろう者にとっての手話の意味を知るところから始めるべき。	ろうの理解、手話の理解・普及啓発は条例の柱と考えており、ご意見を踏まえて、これらに力を入れていきたいと考えます。
教育に関する取組も重要という意見（44件） 素晴らしい条例があることを初めて知りました。手話は必要な人のためだけでなく、小学校などからでも授業の一環として小さな時からふれあう機会があるといいと思います。	教育分野において、聞こえるお子さんが手話に親しみ、手話を学ぶための環境づくりは、最も重要な取組の一つと位置付けており、小中学校を所管する市町村とも協力しながら施策を推進していきます。
手話学習会等、実際に手話に触れ、学ぶ取組も重要という意見（78件） 誰でもどこでもろう者、難聴者、聴者に関係なく手話が学べる環境をつくるべき。	職場単位での手話学習会、地域の手話サークルの活動費助成、県・市町村職員の手話講座受講奨励など、条例制定を契機に、手話を学び、身近に感じられる機会を増やしていきたいと考えます。
手話通訳者の確保・配置も重要という意見（18件） 行政等の機関に身分保障された手話通訳者の設置を義務付けることが必要。職業として確立されてこそ大きな役割を果たせる。	手話通訳者の設置等については、手話通訳者の確保・養成等と併せて、今後検討したいと考えています。
防災対策も重要という意見（6件） 地域ごとで地域の聴覚障がい者を把握して災害時に対応して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、対応を検討していきたいと考えています。
手話以外の意思疎通支援も重要という意見（19件） 聴覚障がい者の中には中途失聴者もいる。要約筆記も重要。盲ろう者にも十分配慮を。	手話以外の意思疎通手段の重要性も認識しています。手話を使わない聴覚障がい者、聴覚障がい以外の障がい者の意思疎通支援も重要ですので、こうした取組も推進していきます。
条例制定は時期尚早という意見（4件） 研究会において十分な議論もせずに拙速に条例を制定しようとすることに疑問を感じています。今後も研究会で更なる議論を行い、より良い手話条例を作ることを希望します。	4月から8月にかけて、研究会において幅広い分野にわたって濃密な議論ができたと考えています。ただ、最も重要なのは具体的な取組の推進ですので、手話関連施策に関しては、ろう者等の皆さんの意見を聴きながら、継続して見直しを行っていきたいと考えます。
条例制定の意義に関する意見（2件） 「手話を言語と認める」ことが主目的の条例であれば必要ない。あいサポート運動のような具体的な活動をする人を増やすことの方が重要。	地域社会全体が手話を言語として認め、県、県民、事業者等が役割を担いながら、それぞれの立場で施策・取組を推進していく必要がありますので、条例は必要と考えます。こうした取組の中で、最も重要なものがあいサポート運動ですので、こちらでも推進していきます。

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
その他の意見（56件） 手話はろう者だけでなく、言語障がい、高齢による失聴等の場合にも有効な意思疎通手段。学校でも学べるようにして欲しい。ろう者と関わり、手話に触れ、理解を広めて欲しい。	他の障がい者や高齢者へのコミュニケーションツールとしての手話の活用については今後可能性を検討していきたいと考えます。
手話サークルの存在は重要。条例中に規定を設けるべき。	手話サークルの重要性は認識していますので、ご意見を踏まえて条文案に盛り込みたいと考えます。
広く県民にろう者等の実情を理解してもらうことは非常に重要な取組。医療現場には、医療者側のろう者に対する認識の低さと手話通訳者とろう者の信頼関係（重篤な病態や精神疾患等は特定の信頼できる方）の問題がある。条例の検討に当たってはこの状況も踏まえて欲しい。	ご意見は、施策立案の参考とさせていただきます。

○ 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会での主な意見

意見	対応方針
人権学習でろうは扱われない。地域でどのように普及啓発していくのか。	あいサポート運動なども含めて、地域でのろう者や手話を理解するための取組も推進していきたいと考えています。
東部のろう者の防災学習会に参加したが、ろう者への災害時の支援はまだだと感じた。行政は横のつながりが不十分なので意識して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、防災部局ともよく連携をとって対応を検討していきたいと考えています。
また、第三者機関のチェック体制が重要。関係者でない方を委員にすべき。	第三者機関に関しては、全くろう者や手話と関係のない有識者がどの程度実質的なチェック機能を果たせるのかという課題もあります。委員の人選に当たっては、チェック機能が十分に果たせるよう、慎重に検討したいと考えます。
地域の手話サークルの活動は非常に重要。手話サークル向け補助金を復活させて欲しい。	地域の手話サークル活動の重要性は認識していますので、ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。
会費を払って参加する鳥取市の小学校教員向けの研修会などでは手話通訳者の配置を申し出ても予算がないと断られてしまう。県で財政的にフォローできないか。	どこまで県で手話通訳者の派遣経費を負担すべきかについて検討が必要と考えます。ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。

パブリックコメント実施結果報告書

平成25年12月5日

担当課	子育て応援課
担当者	藤原
連絡先	0857-26-7150

意見公募のテーマ：子育て王国とっとり条例（仮称）【素案】に対する意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
6（2）	14（6）	89（28）	1（1）	151（34）	261（71）

※「その他の方法」の例：タウンミーティング、意見交換会、電話など

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	16	<ul style="list-style-type: none"> ○前文の段落数が多いため箇条書のように見え、県の思いが伝わりにくい、いくつかの段落をまとめた方がよい。なぜ、今、この条例を制定するのかなど、条例制定の意義、効果をはっきりさせた方がよい。 ○基本方針には協働についての記載があるが、それぞれの責務（役割）の部分についても特に強調する意味を込めて協働を入れてもらいたい。 ○子育て支援団体のネットワークに関わってくれない市町村があるので、市町村の連携について条例に記載して欲しい。連携については、子育て支援団体と市町村の両方に記載して欲しい。 ○不妊治療への助成や、二人目の子どもに対する経済的負担の軽減など、これから生まれてくる子どもに対する支援をお願いしたい。
既に盛り込み済み	47	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の子育て王国とっとりプランがもう少しで終わることは知っていたので、その後どうなるかと心配していたため、こういった条例ができると思ってほっとしている。内容は多岐にわたっている様られていると思った。 ○PTAはどう位置づけられるのか。 ○子育て王国条例により、県としての子育ての責任を明確化されたことは大変意義深いことと思う。 ○県を「責務」とするならば、市町村も「責務」とすべき。そこを強調してほしい。 ○職員（保育士）の資質向上も大事。有資格者の保育の質の向上は、子どもの成長にもプラスになる。
今後の検討課題	15	<ul style="list-style-type: none"> ○「最高の支援」は「適切な支援」くらいでいいのではないか。その人に合った必要な支援が受けられたいのではないか。 ○子どもの参観日のための半日休暇などは、職場では取れないのが現状なので、事業主への啓発を進めて欲しい。
対応困難	41	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て王国とっとりプランという計画があるのに、条例は必要なのではないか？ ○保護者の役割が3番目にきているが、保護者の果たすべき重要度が低下してしまうのでは、まずは保護者がいて、保護者ができないところを行政や地域や団体が支えるのではないか。保護者を一番最初に持ってきてはどうか。
その他 （例：施策の体系外の意見等）	142	<ul style="list-style-type: none"> ○条例ができることで市町村の負担が増加するのか。 ○大学生と高校生、幼稚園に通っている子どもがいるが、経済的な面でも支援をお願いしたい。 ○パスポート事業を知らないお母さんもいるので周知して欲しい。協賛店からもサービス内容を周知して欲しい。 ○発達障がいの子どものや、障がいの診断はないがサポートが必要な子どもは多く、放課後の居場所がない。 ○県外の大学等に進学している子どもたちに子育て王国ととりの取組を周知したら、県内に就職してもらえるようにならないか。 ○保育士の確保が難しく人材バンクに登録もしているが確保できない。人材確保について、県と市町村は一体となって取り組むべきではないか。
計	261	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○	○		○

※「その他」の例：懇話会報告

子育て王国とっとり条例（仮称）【素案】に対する意見募集結果概要書

平成25年12月5日
子育て応援課

1 意見募集の実施状況

(1) パブリックコメント 10月10日（木）～10月27日（日）

(2) タウンミーティング（県民説明会）

区分	日 時	会 場	参加者数
東部	10月14日（月・祝）午前	とりぎん文化会館	9人
中部	10月14日（月・祝）午後	倉吉体育文化会館	4人
西部	10月12日（土）午後	ふれあいの里	14人

(3) 市町村との意見交換会

区分	日 時	会 場
東部	10月16日（水）午後	県庁
中部	10月17日（木）午前	中部総合事務所
西部	10月17日（木）午後	西部総合事務所

(4) 労働局への訪問説明 10月18日（金）

(5) 鳥取大学との意見交換会（未来づくり推進局主催） 10月29日（火）

(6) 商工会議所等への訪問説明 10月18日（金）～10月30日（水）

地区	訪 問 先
全県	鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会 鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会
東部	鳥取商工会議所
中部	倉吉商工会議所
西部	米子商工会議所、境港商工会議所

2 いただいた意見の件数

区分	意見の件数	
	実人数（人）	延べ件数（件）
(1) パブリックコメント	40	118
(2) タウンミーティング	14	49
(3) 市町村との意見交換会	15	88
(4) 労働局	1	3
(5) 鳥取大学	1	3
(6) 商工会議所等	—	—
計	71	261

3 いただいた主な意見と対応方針案

(1) 条例全体について

意見の内容	対応方針案
①現行の子育て王国とっとりプランがもう少しで終わることは知っていたので、その後どうなるかと心配していたため、こういった条例ができると思ってほっとしている。内容は多岐にわたっている練られていると思った。〈東部タウンミーティング〉	御理解ありがとうございます。条例の基づく具体的な施策・事業を着実に実施していきます。
②条例ができることによって、市町村の負担が増加するののか。〈市町村意見交換会〉	条例制定により直ちに負担が増えるわけではないが、制定後の具体的な事業（取組）については、市町村と意見を交換しながら検討していきます。
③条例の名称が（仮称）とあるが、今の名称の他に案があるか。条例の名称は重要で、名称を見て、内容を見ようということにもなると思う。〈西部タウンミーティング〉	条例の名称をどうするかは重要なことであり、今後、条例成案を作成する中で「子育て王国とっとり条例」を基本として議論をしていきます。
④子育て王国とっとりプランという計画があるのに、条例は必要なのでしょうか？〈パブリックコメント〉	県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務・役割の内容と、重点的に取り組む施策を、県民の総意として、法規範となる条例で定めることにより、子育て環境の整備をより着実に進めていきます。
⑤条例制定には唐突感がありますが、悪いことではないと思います。子育て王国鳥取県をぜひ作ってください。〈パブリックコメント〉	

(2) 前文について

意見の内容	対応方針案
①段落数が多いため箇条書のように見え、県の思いが伝わりにくい。いくつかの段落をまとめた方がよい。なぜ、今、この条例を制定するのかなど、条例制定の意義、効果をはっきりさせた方がよい。〈パブリックコメント〉	意見に留意し、前文を修正します。
②鳥取県民は「みんなで子育て」を合言葉に進めていくこととしてはどうでしょうか。〈パブリックコメント〉	条例制定後に作成する広報物等の中で反映します。

(3) 目的について

意見の内容	対応方針案
①「子どもを取り巻く環境」も変化しているということについても入れた方がよい。〈パブリックコメント〉	「子どもを取り巻く環境」の変化は、前文に盛り込むこととします。
②子どものしあわせのためにという目的を入れて欲しい。〈パブリックコメント〉	新条例は少子化対策を軸にする子育て支援の流れの中で子育て環境の整備を図るため制定しようとしており、その根底には、子ども、保護者、社会のしあわせがあります。

(4) 定義について

意見の内容	対応方針案
①PTAはどう位置づけられるののか。〈パブリックコメント〉	PTAは、保護者と教職員で組織する任意の団体であり、子育て支援団体のひとつと考えています。

②校区における地域運営学校や学校支援地域本部の委員、また近隣の大人はどこに区分されるのか。〈パブリックコメント〉	「県民」と考えています。
③子育て支援には個人的にかかわる人もいるため「支援者（団体）」としてはどうか？例えば地域で託児をしてくれる人（個人）、民生委員など。〈パブリックコメント〉	子育て支援団体は子育て支援という共通の目的を持った複数人の集まりであり、子育て支援に関して期待される場所が大きいことから、個人をひとまとめにすることは適切でないと考え、個人は「県民」としてしています。

(5) 基本方針について

意見の内容	対応方針案
①「最高の」支援というのは良いと思う。それぞれの家庭環境、経済環境に応じた最高のものを提供してもらいたい。平等の最高ではなく、それぞれの環境を考慮した最高なら意味があると思う。〈西部タウンミーティング〉	「最高の支援」は、読んだ方により感じ方が異なり、誤解を生む可能性があるとの意見があり、他に適切な言葉がないか懇話会の意見を伺ったところ、「最善」という言葉が良いのではないかと意見が出ました。今後これら意見をもとに検討します。
②「最高の」支援というと、これだけ不満を持っている人が多いと、求められるものも大きくなると思うので、付けない方が良いのではと思う。〈東部タウンミーティング〉	
③「最高の支援」は「適切な支援」くらいでいいのではないかと。その人に合った必要な支援が受けられたらいいのではないかと。〈市町村意見交換会〉	

(6) 責務・役割について

意見の内容	対応方針案
<p>県の責務</p> <p>①子育て王国条例により、県としての子育ての責任を明確化されたことは大変意義深いことと思う。〈鳥取大学〉</p>	引き続き「子育て王国鳥取県」の実現のため努めていきます。
<p>市町村の責務</p> <p>②県を「責務」とするならば、市町村も「責務」とすべき。そこを強調してほしい。〈西部タウンミーティング〉</p>	市町村は、児童福祉法など関係法令を見ても、子育て支援の中核的存在であることは間違いなく、県と市町村のそれぞれの責務を基本とし、協調して子育て支援に取り組むこととします。
③「地域の実情や将来計画等に応じた施策を、地域の特性を生かしながら」としてほしい。〈パブリックコメント〉	「地域の特性を生かし」を加筆修正します。計画に応じたについては既に盛り込んでいます。
④基本方針には協働についての記載があるが、それぞれの責務（役割）の部分についても特に強調する意味を込めて協働を入れてもらいたい。〈西部タウンミーティング〉	「市町村の役割」と「子育て支援団体の役割」のそれぞれに、互いの連携が図られるよう加筆修正しました。
⑤なぜ市町村の責務を県に決められなければならないのかという意見がある。〈市町村意見交換会〉	市町村は、児童福祉法など関係法令を見ても、子育て支援の中核的存在であることは間違いなく、県と市町村のそれぞれの責務を基本とし、協調して子育て支援に取り組むこととします。
<p>保護者の役割</p> <p>⑥保護者は責務でいいのではないかと。役割だと少し弱くなるのではないかと。〈市町村意見交換会〉</p>	保護者については、「役割」と「責務」の両方の意見がありますが、懇話会では、行政は責務とし保護者・県民等は役割として、負担感・重圧感を増さないようにしてはどうかとの意見が出ました。今後これら意見をもとに検討します。

⑦保護者の役割が3番目にきているが、保護者の果たすべき重要度が低下してしまうのでは。まずは保護者がいて、保護者ができないところを行政や地域や団体が支えるのではないかと。保護者を一番最初に持ってきてはどうか。〈市町村意見交換会〉	意見の趣旨は理解できるが、本条例では、まず行政機関の取組姿勢を表すことが重要と考えており、県→市町村→保護者→子育て支援団体→県民→事業主の順とします。
子育て支援団体の役割 ⑧子育て支援団体のネットワークに関わってくれない市町村があるので、市町村の連携について条例に記載して欲しい。連携については、子育て支援団体と市町村の両方に記載して欲しい。〈西部タウンミーティング〉	「市町村の役割」と「子育て支援団体の役割」のそれぞれに、互いの連携が図られるよう加筆修正しました。
県民の役割 ⑨「それぞれの立場でできることを考え、協力していく」という内容を入れたい。〈パブリックコメント〉	意見の内容を入れると、県民への負担が大きくなるので、盛り込まないこととします。
事業主の役割 ⑩子どもの参観日のための半日休暇などは、職場では取れないのが現状なので、事業主への啓発を進めて欲しい。〈中部タウンミーティング〉 ⑪働き方について子どものための休暇が取得できる、育休が取得できるなど、事業主に対するバックアップをして欲しい。特に小さい企業に対して取り組んで欲しい。〈市町村意見交換会〉 ⑫「…職場の慣行、雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により…」とあるが、違和感を感じる。労働者の意識だけでなく、経営者の意識を含めた話のため、例えば「職場」に変更するなどはどうか。〈労働局〉	条例の内容については、経済団体にも説明を行っているところですが、今回の条例制定後を契機として、事業主への啓発に努めていくこととします。 事業主の役割を修正しました。

(7) 重点的に取り組む施策について

意見の内容	対応方針案
重点的に取り組む施策(1)	
①大学生と高校生、幼稚園に通っている子どもがいるが、経済的な面でも支援をお願いしたい。〈東部タウンミーティング〉	意見の内容は、今後、子育てに関する経済的負担の軽減策について検討する際の参考にします。
②保育所や幼稚園で実施している園開放等の子育て支援活動に職員体制が十分かどうか疑問。拠点の支援センターにおける子育て支援だけでなく、各幼稚園・保育園で利用できる子育て支援の取組も強化して欲しい。〈西部タウンミーティング〉	意見の内容は、今後、保育所や幼稚園の子育て環境が改善されるよう、事業実施の参考にします。
③職員(保育士)の資質向上も大事。有資格者の保育の質の向上は、子どもの成長にもプラスになる。〈市町村意見交換会〉	重点的に取り組む施策(1)ウに既に盛り込んでいます。
④鳥取市は放課後児童クラブで見てもらえるのが小学校1~3年生までという話をよく聞きます。地域によっていろいろあると思うが、親が仕事から帰って来るまで家に子どもだけにいるのは不安なので、高学年まで見てもらえたらありがたい。〈パブリックコメント〉	意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。 平成27年度から国の子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童クラブは6年生までが対象になる見込みです。
重点的に取り組む施策(2)	
⑤不妊治療への助成や、二人目の子どもに対する経済的負担の軽減など、これから生まれてくる子に対する支援をお願いしたい。〈中部タウンミーティング〉	重点的に取り組む施策(2)を「不妊治療への助成」を加筆修正します。

<p>重点的に取り組む施策(3)</p> <p>⑥パスポート事業を知らないお母さんもいるので周知して欲しい。協賛店からもサービス内容を周知して欲しい。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、今後、子育て応援パスポートが多くの方に利用いただけるよう、今後の事業実施の参考にします。</p>
<p>重点的に取り組む施策(5)</p> <p>⑦発達障がいの子どもや、障がいの診断はないがサポートが必要な子どもは多く、放課後の居場所がない。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、今後、発達障がいやサポートが必要な子どもの受け皿が充実されるよう、事業実施の参考にします。</p>

(8) その他について

意見の内容	対応方針案
<p>①子育て王国とっとり会議(仮称)に係る条項が多く、細かすぎる。この条例で一番伝えるべき部分は別の部分のはずなので、子育て王国とっとり会議(仮称)の部分はなるべく少なくした方が、全体のバランスから見ていいのではないか。〈パブリックコメント〉</p>	<p>意見に留意し、推進体制の子育て王国とっとり会議(仮称)に関する条項を整理します。</p>
<p>②高校生になると、子育ての悩みは多いが相談する場所がない。18歳までが条例の対象というのなら、保護者支援を充実して欲しい。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、今後、高校生の保護者の相談する場所についてどう考えるか、事業実施の参考にします。</p>
<p>③高齢出産した母親同士が集まれるようなところがあれば良いと思う。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、今後、保護者の支援策を検討する際の参考にします。</p>
<p>④子育て支援に力をいれている企業の表彰や発表を継続して実施して欲しい。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。</p>
<p>⑤県外の大学等に進学している子どもたちに子育て王国と通りの取組を周知したら、県内に就職してもらえるようにならないか。〈東部タウンミーティング〉</p>	<p>意見の内容は、県外の学校に通う子ども達の県内就職につながる新しい広報の視点であるので、今後の事業実施の参考にします。</p>
<p>⑥条例の内容は素晴らしいと思うが、この内容をどうやって県民へ浸透させていくのか。〈中部タウンミーティング〉</p>	<p>条例制定については、県政だより等への掲載、広報物の作成配布、新聞・テレビなど、あらゆる方法で県民へ周知していきます。</p>
<p>⑦子育て家庭にこの条例を知ってもらい、県の姿勢が伝わると良い。〈市町村意見交換会〉</p>	
<p>⑧保育士の確保が難しく人材バンクに登録もしているが確保できない。人材確保について、県と市町村は一体となって取り組むべきではないか。〈市町村意見交換会〉</p>	<p>保育士の養成には努めているところですが、就職に至らない原因に保育士の処遇があると考えており、保育士の処遇改善を国に要望しているところです。いただいた意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。</p>
<p>⑨保育士は職安に求人を出してもいい人が確保できない。県が保育士掘り起こしなどの取組をしてくれているのはわかっているが、人材確保が何とかならないか。〈市町村意見交換会〉</p>	
<p>⑩子ども子育て支援法の施行や、子育て条例の制定の機を捉えて、乳幼児からの発達段階に応じた子育てサービス(保育所、学童保育、児童養護施設)を受ける主体に、待機児童などが発生していないか、状況点検や施策の点検が必要である。〈鳥取大学〉</p>	<p>新条例で設置する予定の「子育て王国とっとり会議(仮称)」で、待機児童などの状況点検や施策の点検を行っていただく予定にしています。</p>

パブリックコメント実施結果報告書

平成26年3月3日

担当課	教育総務課
担当者	木本
連絡先	0857-26-7914

意見公募のテーマ：鳥取県教育振興基本計画（案）について

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
3（2）	25（4）	31（7）	（ ）	40（21）	99（34）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	35	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念から力までに、「共生の」という言葉がほしい。「学ぶ意欲を高める学校教育」の中の特別支援教育は付け足しのような印象を受ける。 ・中高生の読書時間が短くなっていることについて、家庭の協力はもちろん大切だが、中高生に対する読書指導の在り方を学校がさらに工夫していくことがまず必要ではないか。 ・いじめを子どもの中で解決していくことを入れてほしい。 ・スポーツの指標について、国体しかないが、生涯に亘ってと言うのだから、「マスタース」とか「運動習慣の状況」なども入っているべき。
既に盛り込み済み	15	<ul style="list-style-type: none"> ・TVゲームやインターネットの影響について、社会全体で煽っているような現状で、子どもたちだけでなく、子どものまわりにいる大人の意識を変えていかなくては、改善は望めない。 ・特別支援教育やインクルーシブ教育については、学校現場だけではなく、もっと社会へ向けて啓発をおこない、理解を得る必要がある。学校だけが手厚く対応しても、子どもが学校を終えて社会に出たときに、そのギャップの大きさに苦慮することになる。
今後の検討課題	17	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館と学校の連携ということは、ずっと以前から言われているが、実際にどの程度博物館や美術館に足を運んでいるか。考え方としてはあっても、実際には、実現していないのではないかと。 ・「教員の資質向上や指導力、授業力の向上」が目標として掲げられており、賛成。そのための環境整備も不可欠。指導力及び授業力の向上のための時間的・精神的ゆとりを担保するマネジメントが不可欠である。
対応困難	19	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念が長い。短くしないと憶えられない。 ・基本理念の内容が抽象的であり、どのような教育を行うべきかという理念としては、不十分である。児童の権利に関する条約に照らして、具体的な指針としてふさわしい基本理念を作成すべき。 ・育てるべき力、姿勢が不足している。「子どもの意志表明権」「平和を愛する」「自発的な遊びを楽しむ」「全ての国人々への理解、寛容」「両性の共同によって社会や文化を育む」「正義と法遵守の精神」など
その他 （例：施策の体系外の意見等）	13	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県教育振興に向けての計画（案）なので、将来的なプランということは理解しているが、精神論的表現を具現化することが重要。それぞれの立場で、このプランの意義をしっかりと把握し、実行、成果へと繋がるのが大切である。
計	99	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			

鳥取県教育振興基本計画の意見募集結果概要

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 平成25年12月2日～平成26年1月10日
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、説明会等での意見聴取
- (3) 応募件数 99件(34人)

2 主な意見と対応方針

意見の概要	対応方針
鳥取県教育の基本理念	
基本理念には、共感できる。	ご理解いただき、ありがとうございます。
基本理念が長い。短くしないと憶えられない。	目指す鳥取県の教育への共通認識を図るための理念であり、現在の基本理念より長くなりますが、ふるさとに根ざした未来志向の理念を表現したいと思います。
自立するためには、その前に協同が必要。震災のあとでもあり、「協同」という言葉で、県の特徴を出してもいい。	「自立」という言葉には、他者との協調、協働を含めた意味を持たせています。そうした趣旨が分かり易くなるように、考え方に関する記述を修正します。
基本理念から力までに、「共生の」という言葉がほしい。一本貫かれた理念が必要。「学ぶ意欲を高める学校教育」の中の特別支援教育は付け足しのような印象を受ける。	「力と姿勢」に「共に生きる」という表現を追加します。また、特別支援教育の考え方による教育実践が、障がいがある、ないに関わらず、学校教育の充実の基礎となるものであることから、「特別支援教育の充実」の項目類を引き上げます。
文字数を抑えて表現したいという意図は分かるが、その内容が抽象的であり、どのような教育を行うべきかという理念としては、不十分である。児童の権利に関する条約に照らして、具体的な指針としてふさわしい基本理念を作成すべき。	より広い概念をもれなく、正確に表現することは大切ですが、長文になると計画が伝わりにくくなることも考えられ、できるだけ短い表現としたいと考えています。 本計画は、今後5年間の計画ですので、まずは、計画期間内は、案で定めようとする内容に力を入れていきたいと考えています。
育てるべき力、姿勢が不足している。 「子どもの意志表明権」「平和を愛する」「自発的な遊びを楽しむ」「全ての国人々への理解、寛容」「両性の共同によって社会や文化を育む」「正義と法遵守の精神」など	
第3項目の「志を高く持ち～」を削除して、「自分らしい生き方と夢を大切に、生涯、ひととして充実した生活を送る姿勢」とすべき。志が高いか低いかは、個人の自由であり、人ととやかくいわれるものではない。立派なエリートや事業家だけに価値があるかのような誤解を生みかねない表現である。	「志」は、心に決めた目標、信念などであり、一人一人異なります。人から立派と言われることを目指すことではなく、自分なりにより良く、自分らしく生きようとするのも「志」であると考えています。
「豊かな心と健やかな体」で「奉仕」と「文化、芸術、スポーツ、読書」とは、同列とは思えない。どんな社会活動を行うかは、個人の自由だが、「奉仕」には、義務的、支配的な雰囲気がある。項目を分けて、「自由にボランティアなどの社会活動に取り組む姿勢」とするのが良い。	「力と姿勢」ごとに項目数を揃えていることから、項目は分けませんが、ご指摘を踏まえ、芸術等と「奉仕」を区切るとともに、「ボランティア」という表現に改めます。

4つの「力と姿勢」は、現行計画の表現に比べて、わかりやすく的確に表現されている。全面的に賛成である。	ご理解いただき、ありがとうございます。
「豊かな未来を切り拓き、創造する」について、自ら判断することの重要性、みんなが同じ方向を向くのではなく、一人一人が判断していくことが必要という様なことを文章として入れてほしい。	ご指摘を踏まえ、基本理念の設定の考え方の中で、記述することとします。
5つの目標と18の施策	
公立と私学の分けが明確に表記されていない。県民が混乱しないように、目標に私学の振興を加え、6本の柱としてほしい。また、担当課を明示するのがよい。	他の施策とのバランスも考え、目標の追加は行いませんが、所管を明示するなどして、担当所属が混在しないようにします。
「家庭教育の充実」を目標1「社会全体で学び続ける環境づくり」の一番目の項目施策としてはどうか。	人間関係が弱まり、家庭教育が困難な社会となっており、家庭における教育の充実のため、まずは社会全体で子育て家庭を支えることが必要と考えています。施策の順序は変えませんが、家庭教育の充実にしっかりと取り組みます。
「幼児教育の充実」を目標2「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」の一番目の項目施策としてはどうか。	幼児期は、全ての力の基礎作りの時期であることから、ご指摘を踏まえ、項目順を引き上げます。
◎目標1 社会全体で学び続ける環境づくり	
中高生の読書時間が短くなっていることについて、家庭の協力はもちろん大切だが、中高生に対する読書指導の在り方を学校がさらに工夫していくことがまず必要ではないか。	読書時間の増加には、夜や休業日、つまり家庭での読書時間の増加が必要です。学校においても家庭読書を促すよう、読書の重要性を指導したり、読書意欲を喚起する働きかけを行うことも大切ですので、「学校と家庭が連携して家庭読書につながる働きかけを行う」ことを記述します。
博物館、美術館と学校の連携は、ずっと、言われているが、実際には、実現していない。取組は、承知しているが、海外では、子どもたちがそういう施設に沢山来ている。親が連れて行けない子どもをどうするか。学校教育にどう入れていくかが重要である。	ご意見を参考にさせていただきながら、引き続き、有効な方策について検討します。
◎目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進	
TVゲームやインターネットの影響について、社会全体で煽っているような現状で、子どもたちだけを問題視することはおかしい。メディアとの接触のために、健康の問題や学習習慣の定着を阻害したり、生活リズムの乱れによる不登校が発生している例もある。子どものまわりにいる大人の意識を変えていかなくては、改善は望めない。	ケータイ・スマホ、インターネット、ゲームに関しては、社会や大人側からの視点で目標1に、また、学校や子ども側の視点で目標2に、記載しています。大人や社会の意識改革は大変重要と考えておりますので、メディアへのよりよい接し方について、保護者をはじめとした大人に対する教育啓発を継続して実施します。
学力向上の数値目標で示されている3つの観点からみたものが、学力の全体像だということが、計画の中でも、見えてくる必要がある。学力調査だけでなく、全体が揃って学力なんだということを前に出してほしい。	ご指摘も踏まえ、目標2の前文において、学力を測る指標の考え方などについて、記述します。
子どもが生きる力を育むことができ、読む力を養うことのできる本に出会うことが肝要。読む力が高まれば、内容の希薄なメディアではもの足らなくなるのではないかと。読書環境を整えるために、蔵書冊数の増加としっかりとした選書のできる司書の養成が必要である。	市町村教育委員会、市町村図書館等と連携し、小・中学校、高等学校、特別支援学校の司書を対象とした研修会の開催や講師派遣、学校への訪問相談の実施など、教職員の資質向上に取り組むこととしております。ご指摘を踏まえ、計画にもそうした内容を追加します。

<p>いじめを子どもの中で解決していくということを入れてほしい。「予防教育」という言葉が入らないか。子ども同士が認め合うとか、解決し合うといった記述がほしい。</p>	<p>予防教育については、すでに学校で取り組んでいる内容も含まれていますが、一定範囲の内容をどの授業や活動の場で行うかといった点の整理が十分されておらず、現段階では、計画に盛り込むことは困難です。子どもたち自身によるいじめの防止や解決は、いじめ問題の本質的な改善に関わる重要な課題と認識しており、各学校で積極的に取り組まれるように記述を修正します。</p>
<p>特別支援教育やインクルーシブ教育については、学校現場だけではなく、もっと社会へ向けて啓発をおこない、理解を得る必要がある。学校だけが手厚く対応しても、子どもが学校を終えて社会に出たときに、そのギャップの大きさに苦慮することになる。</p>	<p>特別支援教育の普及啓発については、施策項目を立てて取り組んでいます。ご意見を参考とさせていただきますながら、引き続き、取組を進めていきたいと思えます。</p>
<p>◎目標3 学校を支える教育環境の充実</p>	
<p>教職員の過重負担の解消で、事務処理面の効率の悪さの順位は低い。社会が変化する中で、教員の意識改革や新たな教育手法の修得に余裕がない状況。教員同士が、協働作業で課題を考え、解決策を設定し、ともに取り組むことが活力の源になる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、学校間、生徒間、教師間でつながり、学びあう環境づくりについて、施策項目に追加します。また、重点取組を学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進に変更します。</p>
<p>「教員の資質向上や指導力、授業力の向上」が目標として掲げられており、賛成。そのための環境整備も不可欠。指導力及び授業力の向上のための時間的・精神的ゆとりを担保するマネジメントが不可欠である。</p>	<p>来年度は、学校管理職のための研修会等を企画しています。いただいたご意見を踏まえ、取組を進めたいと考えています。</p>
<p>◎目標4 生涯にわたって運動スポーツに親しむ環境づくり</p>	
<p>「幼児期の1日60分運動」について、「運動＝スポーツ、体育」という目的的活動の導入といった限定的な理解にならないよう、留意する必要がある。</p>	<p>施策項目に『「1日合計60分」とは、様々な身体運動遊びやお手伝い等を合計した時間が60分です。』の記述を追加します。ご意見を踏まえながら周知を図っていきます。</p>
<p>スポーツの指標について、国体しかないが、生涯に亘ると言うのだから、「マスターズ」とか「運動習慣の状況」なども入っているべき。</p>	<p>競技力の向上の視点で国体の目標を挙げており、マスターズ大会を含めた生涯スポーツの目標として、成人のスポーツ実施率の数値目標を追加します。なお、小学生における運動実施の数値目標については、目標2に挙げています。</p>
<p>その他</p>	
<p>鳥取県教育振興に向けての計画(案)なので、将来的なプランということは理解しているが、精神的表現を具現化することが重要。それぞれの立場で、このプランの意義をしっかりと把握し、実行、成果へと繋がるのが大切である。</p>	<p>鳥取県教育振興基本計画を実現するための効果的な施策の立案(実行計画であるアクションプランの作成)と、着実な施策の実施を進めるとともに、計画自体が定着するよう努めます。</p>

県政参画電子アンケート 実績一覧 (H21～H25年度)

	主な内容	アンケート 件数	会員数(人)	平均 回答率(%)
平成21年度	・外来魚について ・とっとり発グリーンニューディール(案)について ・県民の防犯意識について	12	300	61.1
平成22年度	・鳥取環境大学の今後のあり方について ・図書館について ・県の広報(とっとり県政だより等)について	14	284	67.9
平成23年度	・非営利公益活動について ・とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)について ・森林環境保全税について	10	234	75.2
平成24年度	・県民参画制度について ・県民の動物愛護について ・チャイルドシートについて	15	297	79.3
平成25年度	・土曜日授業の実施について ・がんに関する県民意識調査について ・県議会だよりについて	12	473	69.5

※主な内容は略称にて記載。

※会員数はそれぞれの年度末時点での人数

※回答率は、その年度の延べ回答者数/その年度の延べ会員数×100で算出

■出前説明会開催実績一覧(H21～H25)

	主な内容	テーマ数	件数
平成21年度	・鳥取県の地球温暖化対策について ・食中毒予防について ・鳥獣被害対策について	221	345
平成22年度	・風力発電について ・悪質商法のトラブルについて ・鳥獣被害対策について	223	344
平成23年度	・県の防災対策について ・発達障がいについて ・環境教育について	224	350
平成24年度	・鳥取県民参画基本条例の検討状況について ・男女共同参画について ・ゴミ減量・リサイクルの実践について	230	383
平成25年度	・手話言語条例について ・男女共同参画について ・ユニバーサルデザインについて	236	394

平成25年度 県政参画電子アンケート実施一覧

回	テ ー マ	担 当 課	登 録 会 員			期 間	備 考 欄
			対 象 (人)	回 答 (人)	回 答 率 (%)		
1	カーシェアリングについて	商工政策課	459	350	76.3%	4/22 ~ 5/1	
2	次世代自動車の充電インフラ整備について	環境立県推進課	463	345	74.5%	6/26 ~ 7/3	
3	手話について	障がい福祉課	464	344	74.1%	7/26 ~ 8/5	パブコメ実施
4	県政テレビについて	広報課	467	354	75.8%	10/15 ~ 10/29	
5	鳥取県禁煙治療費助成制度について	健康政策課	467	236	50.5%	10/15 ~ 10/29	
6	子育て王国とっとりについて	子育て応援課	467	342	73.2%	10/25 ~ 11/5	パブコメ実施
7	ととりの未来づくりに向けた新たなテーマ・方向性について	企画課	469	355	75.7%	11/18 ~ 12/6	パブコメ実施
8	がんに関する県民意識調査について	健康政策課	473	355	75.1%	1/24 ~ 2/13	
9	「人口・活力対策指針(仮称)」「たたき台)について	企画課	473	167	35.3%	1/24 ~ 2/3	パブコメ実施
10	土曜日授業の実施に関する緊急アンケート調査について	企画課	473	362	76.5%	2/5 ~ 2/14	
11	「県議会だより」に関する緊急アンケートについて	県議会事務局	473	363	76.7%	3/10 ~ 3/23	
12	「県民の防犯意識」に関するアンケートについて	くらしの安心推進課	473	332	70.2%	3/18 ~ 3/25	
平 均			468.4	325.4	69.5%		

平成25年度 出前説明会テーマ一覧

01【県政全般】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	「とっとり未来づくりビジョン」の策定について	「鳥取県の未来ビジョン」の概要と改定予定の「とっとり未来づくりビジョン(仮称)」に関する意見交換について	未来づくり推進局企画課
2	鳥取県の広報について	県の施策や事業等の県民への広報について	未来づくり推進局広報課
3	鳥取県の財政事情	鳥取県の財政状況について	総務部財政課
4	県税のしくみ	県税のあらまし、地方税をめぐる最近の動向、森林環境保全税などについて	総務部税務課
5	情報公開制度	県民の皆さんの請求に応じて県が持っている公文書などの情報を公開する制度の仕組みや利用方法などの情報公開制度の内容について	未来づくり推進局県民課
6	行政手続制度	県が県民の皆さんに行っている様々な許認可などについての判断基準、申請から許認可までの日数、処分や指導の方法などの具体的手続などを明らかにするため定められた行政手続制度の概要について	未来づくり推進局県民課
7	個人情報保護制度	県が様々な仕事をする際に取り扱う個人情報を保護するために定めたルールや事業者が個人情報を適正に取り扱うための指針など個人情報保護制度の概要について	未来づくり推進局県民課
8	公益通報者保護制度	労働者の皆さんが、勤務先の不正行為を監督官庁等に通報したことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう「公益通報者」を保護するための制度の概要について	未来づくり推進局県民課
9	草の根自治のすすめ	「住民自治」の考え方や地方自治の現状などを、行政の現場ならではの資料等を使って説明します。また、行政に対する働きかけの手法や行政に住民の声を反映させる方法、更には行政資料の取扱いなどについても、事例を交えて説明します。	未来づくり推進局県民課
10	鳥取県民参画基本条例	県民が主役の県政を推進するために必要な、県民参画に関する基本的事項(情報公開・広聴制度・県民投票制度)を定めた、鳥取県民参画基本条例について説明します。	未来づくり推進局県民課
11	打って出る鳥取県東京本部	産業・定住、観光・物産などの行政課題を解決するために首都圏や海外に「打って出る」東京本部の活動について	総務部東京本部
12	関西での企業展開、販路開拓への支援事例等について	関西圏への情報発信(観光、物産宣伝等)、観光客誘致活動、県産品販路開拓、企業誘致活動等について	総務部関西本部
13	名古屋代表部の活動紹介	中京圏への情報発信(観光、物産宣伝等)、観光客誘致活動、企業誘致活動等について	総務部名古屋代表部
14	関西広域連合について	鳥取県が参加している関西広域連合の取組について	未来づくり推進局企画課
15	「三府県ネット型分権国家地方モデルの提案」	「分権型社会」のあり方について	未来づくり推進局企画課
16	統計で知る地域の姿	公民館単位や小中学校区などの小地域を対象に人口推移、世帯人口、産業等の統計数字を紹介しながら、地域の実情に迫ります。(調査地の希望に応じた内容を準備します。地域活性化の基礎資料や地域学習の教材として活用できます。)	地域振興部統計課
17	「とっとり県民の日」について	「とっとり県民の日」の制定経緯、意義及び記念事業等について	未来づくり推進局鳥取力創造課
18	公文書管理条例と公文書館の役割	平成24年4月1日に施行された公文書管理条例の概要と公文書館の役割及び利用方法について ・条例の概要と公文書館 ・公文書館の利用方法(具体事例をあげて、利用方法を説明)	総務部公文書館

02【地域づくり・まちづくり】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	遠球・中山間地域の現状と県の中山間地域振興施策について	遠球・中山間地域の現状と県の中山間地域振興施策について	地域振興部とっとり暮らし支援課
2	鳥取力創造運動について	新しい地域づくり運動である鳥取力創造運動について、その考え方や施策等について	未来づくり推進局鳥取力創造課
3	市町村行政の現状と課題	市町村の行財政の姿や行政の透明性の確保、チェックシステムの確立、財政健全化法による健全な財政運営の確保、県から市町村への権限移譲、行政と住民との協働のまちづくり、住民自治などのあり方について	地域振興部地域振興課
4	農親法と農親まちづくりについて	農親法と県の農親施策の説明、農親まちづくりに関する施策の紹介等について	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
5	屋外広告物規制と農親創造への活用	良好な農親を形成するための屋外広告物(いわゆる広告看板等)の設置に関する規制について	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
6	屋外広告物の登録	屋外広告物の登録制度について	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
7	「みんなでつくるまちづくり」都市計画制度	住民主体のまちづくりのための地区計画、都市計画提案制度などの都市計画制度の紹介・説明	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
8	街なみ整備の取組み	街なみ環境整備事業、都市再生整備計画事業その他県単独制度を活用した街なみ整備の取組み・手法	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
9	地域にある農親資源	農親まちづくりの手がかりとなる、100農親などの身近な資源の発見と活用	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
10	都市計画区域マスタープラン見直し	都市計画区域マスタープランに記載する今後の都市のあり方について県民との意見交換を重ねながら素案を作成する。	生活環境部くらしの安心局農親まちづくり課
11	とっとり農山村資源保全活動推進事業について	中山間地域における井手やため池等の農業生産基盤を活用し、地域住民やNPO法人等による創意工夫と協働活動による新たな取り組みを市町村と共に支援する制度を説明する。	農林水産部農地・水保課
12	グリーンツーリズムの推進(東部地区)	都市と農山漁村との交流を推進するための取組について説明する。	地域振興部農林振興監査部振興課
13	中山間地域の現状と対策(東部地区)	遠球・中山間地域の現状とその活性化の取組について説明する。	地域振興部農林振興監査部振興課
14	岩手鉄道沿線の魅力とその活性化策(東部地区)	地域の足として、また地域資源として重要な位置付けにある岩手鉄道の歴史、現在の取組、将来展望などを説明する。	地域振興部農林振興監査部振興課
15	中山間地域活性化のための取り組み(日野地区)	中山間地域の活性化策として有効な手段であるツーリズムの紹介と県の支援策について	西部総合事務所日野振興センター日野振興局

03【福祉・保健・医療】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	福祉・保健サービス評価	福祉・保健サービスの評価の取組について	福祉保健部福祉保健課
2	福祉のまちづくりについて	高齢者、障がい者、妊産婦などを含むすべての県民が自らの意思で自由に行き動き、社会参加できる「福祉のまちづくり」を進めるために必要な高齢者や障がい者等への理解や配慮すべき事項について	福祉保健部福祉保健課
3	社会福祉法人の存在意義と果たすべき役割について	・法人が提供しているサービス ・利用者の苦情解決手段 ・法人に求められる透明性	福祉保健部福祉保健課
4	「あいサポート運動」について	平成21年11月28日に創設した「あいサポート運動」の目的を説明するとともに、誰もが住みよい地域社会を作るため、さまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方が配慮してほしいと思っていること等を紹介する。	福祉保健部障がい福祉課
5	手話言語条例(仮称)について	手話言語条例(仮称)の条例案の概要 ※条例案については今後検討予定	福祉保健部障がい福祉課
6	発達障がいのある方への支援策について	発達障がい児・者に対する鳥取県の現状について	福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課
7	高齢者の生きがいや健康づくり(介護予防)について	高齢者を生き生きと元気に暮らすために、介護予防や健康づくりの必要性、長年培ってきた知能・経験・技能等を地域の中で生かす取組などを紹介する。	福祉保健部長寿社会課
8	鳥取県の認知症施策について	鳥取県の認知症施策について	福祉保健部長寿社会課
9	介護保険制度を巡る現状と課題について	鳥取県における介護保険制度とその周辺課題と、将来目標としての鳥取型地域生活支援システム・地域包括ケアシステムの構築について説明。	福祉保健部長寿社会課
10	地域共生・地域福祉のすすめ	住み慣れた地域の中で、高齢者・障がい者(児)・子どもが一緒にふれあいながら、安心、安全な生活が継続できるよう県内で行われている共生ホームやサロンなどの居場所づくり等の先進的な取組を紹介	福祉保健部長寿社会課
11	支え愛のまちづくりについて	高齢者などが住み慣れた地域で生活が継続できるよう、県などが行っている様々な取組みや県内外の先進事例を紹介	福祉保健部長寿社会課
12	災害時要援護者への支援について	災害時に的確に情報を収集し、自ら安全な場所に避難するのに支援を要する災害時要援護者(一般的に高齢者、障がい者、外国人など)への支援、普段の生活からの住民相互の互助の取組の紹介やその取組の必要性を説明	福祉保健部長寿社会課
13	地域を支えるマンパワーについて	民生委員・児童委員や高齢者クラブなど、地域を支える活動をしている方々の役割や取組を紹介	福祉保健部長寿社会課
14	子育て王国ととり事業について	子育て王国ととりプラン、子育て王国ととり健運運動について	福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
15	児童虐待対策について	児童虐待の県内の現状と、現在実施している鳥取県の施策について	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
16	DV(ドメスティック・バイオレンス)施策について	DVの県内の現状と、現在実施している鳥取県の施策について	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
17	ひとり親家庭への施策について	ひとり親家庭に対する鳥取県の施策について	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
18	認知症の活動について	認知症についての日本・鳥取県の現状(移植を待っている人たちのこと)や、意思表示の方法等について	福祉保健部健康医療局医療政策課
19	救急医療体制について	小児救急医療体制及び初期救急から三次救急の医療体制等について	福祉保健部健康医療局医療政策課
20	看護士ってどんな仕事	看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)になるための方法、看護士の働き場、仕事の内容について	福祉保健部健康医療局医療政策課
21	薬剤師の仕事について	薬剤師になるための方法、薬剤師の働き場、仕事の内容について	福祉保健部健康医療局医療指導課

22	薬の正しい使い方	「かかりつけ薬局」の理解及び薬の作用について	福祉保健部健康医療局医療指導課
23	薬物乱用の撲滅について	違法ドラッグ等の薬物乱用の現状について説明し、その弊害を周知	福祉保健部健康医療局医療指導課
24	献血について	献血をするには、献血の種類、献血の基準、献血された血液の行方等について	福祉保健部健康医療局医療指導課
25	生活習慣病対策について	健康指標・率調査等から見た鳥取県の健康実態、健康づくり応援施設(団)支援事業等健康施策の概要、「健康づくり文化創造プラン」の推進について	福祉保健部健康医療局健康政策課
26	食育について	「食のみやこととり～食育プラン～」(鳥取県食育推進計画)の推進について	福祉保健部健康医療局健康政策課
27	自殺予防対策について	鳥取県の自殺の現状と自殺予防対策について	福祉保健部健康医療局健康政策課
28	エイズ・性感染症について	エイズ・性感染症の現状と予防対策について	福祉保健部健康医療局健康政策課
29	感染症予防・新型インフルエンザ対応について	感染性胃腸炎、インフルエンザ等の各種感染症の予防対策、並びに、新型インフルエンザへの対応について	福祉保健部健康医療局健康政策課
30	感染症の発生予防	県内で発生している感染症や、日本に侵入する可能性のある感染症について、当研究所の研究や文献資料に基づきお話しします。 ・動物からうつる病気のお話なし ・インフルエンザ ・軽微なウイルスのものがいてなかに? ・犬からうつる病気のお話 ・鳥取県の風邪菌 (HP案内)http://www.pref.tottori.jp/05.aspx?menid=145214	生活環境部衛生環境研究所
31	高齢期の住まいについて	高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことのできる環境整備を進めるため策定した「鳥取県高齢者居住安定確保計画」についてお話しします。 ・県内の高齢者を取り巻く状況 ・介護保険施設、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の供給目標 ・計画目標達成のための具体的施策	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
32	あんしん賃貸支援事業について	高齢者、障がい者、外国人などの住まい探しを応援する「鳥取県あんしん賃貸支援事業」についてお話しします。 ・事業の背景と高齢者等の賃貸住宅への入居に関する状況 ・あんしん賃貸支援事業の概要と相談先 ・鳥取県居住支援協議会(本事業の事業主体)の概要	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
33	がん予防のために	がんの死亡率減少のために、早期発見のためのがん検診の必要性、がん予防のための生活習慣等、がんに対する正しい知識について	福祉保健部東部福祉保健事務所

04【くらし・交流】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	青少年の健全育成環境づくり	青少年健全育成条例による育成環境づくりを中心とした取組み(条例一部改正の狙い、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある誘環境と対策について)	福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
2	鳥取どこでもブロードバンド(無線LAN)の利用方法	鳥取どこでもブロードバンド(無線LAN)の利用方法(設置場所、手続き等)の説明	地域振興部情報政策課
3	県内の携帯電話の不感地区の状況と対応	携帯電話の不感地区の状況と不感地区解消に向けた県の役割について	地域振興部情報政策課
4	鳥取情報ハイウェイの利活用	鳥取情報ハイウェイの現状、市町村のアクセスポイントを活用した利活用事例の紹介	地域振興部情報政策課
5	特定非営利活動促進法(NPO法)制度の概要	NPO及びNPO法人とはどういうものか、県内NPO法人の現状、NPO法人設立に関する手続き及びNPO法人格取得によって生じるメリット・義務等について	未来づくり推進局鳥取力創造課
6	NPO・ボランティア活動の推進	県が取り組んでいるNPO・ボランティア活動の推進施策について	未来づくり推進局鳥取力創造課
7	生活交通の確保について	・路線バスを中心とした生活交通確保に係る取組みの現状について ・県の生活交通バスに対する支援の現状及び見直しの取組みについて	地域振興部交通政策課
8	クマの保護管理計画	ツキノワグマの保護管理計画の内容とクマとの遭遇回避対策について	生活環境部みどり豊かな自然課
9	鳥獣保護と適正狩猟	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、第10次鳥獣保護事業計画並びにインシデント・ホンジカ保護管理計画の内容説明	生活環境部公園自然課
10	環境に配慮した住まいづくり	鳥取県地球温暖化対策条例や、関係法令を踏まえた、省エネ化や長寿命化等「環境にやさしい住宅・住まい方」の紹介	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
11	県産材等を活用した住まいづくり	木造住宅の推進及び大工・左官等の伝統技術継承のための県の取組について	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
12	鳥取県における住まいづくりについて	鳥取県の気候風土に適した住まいづくりについて、県産材活用に対する助成制度や鳥取エコハウス(プロダクト住宅)等の取組みをとおしてお話しします。 ・環境にやさしい木の住まい助成事業 ・鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス) ・CASEE(キャスピー)とっとり、長期優良住宅	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
13	悪質商法のトラブルにあわないために	悪質商法の手法を説明し、トラブルにあわないための対策、クーリングオフ制度について説明する。	生活環境部くらしの安心局消費生活センター(地域住民対象の講座は市町村が実施)
14	かしい消費者になるために	未成年者など若年層に対して、ケータイなどでのネットトラブルの被害にあわないための対策、社会に出ていこうとする必要な契約知識について説明する。	生活環境部くらしの安心局消費生活センター(地域住民対象の講座は市町村が実施)
15	高齢者の見守りネットについて	高齢者ご本人ではなく、周りで見守っておられる方(ケアマネ・ヘルパー・民生委員など)を対象に気づきの視点や高齢者トラブルの特徴、法的対応などを説明する。	生活環境部くらしの安心局消費生活センター(地域住民対象の講座は市町村が実施)
16	動物愛護の推進	動物愛護管理推進計画の概要、鳥取県における犬・猫の収容・普請等の現状、人と動物が調和し、共生できる社会づくりの推進について	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
17	チャイルドシートの着用について	チャイルドシートの非装着の場合の危険性等について説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
18	高齢者の事故防止について	高齢者が犠牲となる交通事故が多発していることから、歩行中や自転車乗車中における注意事項をはじめ反材材の着用効果、必要性について説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

19	食品の表示について	食品衛生法及びJAS法に基づく食品の表示について説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
20	食品の安全対策について	食の安全性確保のための県の取組みについて説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
21	鳥取県食品衛生監視指導計画について	鳥取県で策定している食品衛生監視指導計画の内容について説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
22	鳥取県動物愛護管理推進計画について	鳥取県で策定している動物愛護管理推進計画の内容について説明する。	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
23	食の安全・安心確保	食の安全、安心について、当研究所が実施している検査や過去の事例等を交えながらお話しします。 ・食の安全を取りまく状況 ・残留農薬のおぼなし ・輸入食品の安全性 ・食品添加物を理解する ・自然毒のおぼなし (HP案内)http://www.prettcottorijp/dd.aspx?menuid=145214	生活環境部衛生環境研究所
24	新公益法人制度の説明	平成20年12月施行の新公益法人制度の概要、既存公益法人の移行手続き及び一般社団・財団法人の公益認定手続き等について	行政経営監公法法人・団体指導課
25	はじめの労働法 ~これから働く人の基礎知識~	労働基準法、労働契約法について、高校、大学、職業訓練校等を対象として労働法の基礎を説明する。	労働委員会事務局
26	使用者のための労働法 ~労働法の基礎と実務、採用から離職まで~	労働基準法、労働契約法について、使用者の視点に立った労働法の基礎及び実務(就業規則等)を説明する。	労働委員会事務局

05【環境】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	県内のリサイクル事業の取組み	鳥取県グリーン商品認定制度の現状などの県内におけるリサイクル事業の取組状況について	商工労働部経済産業課室
2	「環境イニシアティブ」の推進	「環境イニシアティブプラン」の概要、県民・事業者・行政の取組について	生活環境部環境立派推進課
3	エネルギーシフト	エネルギーの現状、再生可能エネルギー導入・エネルギー資源多様化の取組、スマートグリッドの取組について	生活環境部環境立派推進課
4	EVタウンの推進(電気自動車の普及促進)	環境にやさしい電気自動車(EV)の現状と普及促進の取組、バイクシェアリングの推進(自転車利用の促進の取組)について	生活環境部環境立派推進課
5	鳥取県環境管理システム審査登録制度、環境アセスメント	鳥取県環境管理システム審査登録制度(予ス)の趣旨・概要・規格・取得方法、わが家のエコ録等について(企業、学校、家庭、地域向けに説明)	生活環境部環境立派推進課
6	希少野生動植物の保護	鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物(レッドデータブックとっとり)及び「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」の仕組みについて	生活環境部緑豊かな自然課
7	自然公園内の規制について	国立・固定・県立自然公園内の具体的な規制の説明と特設可手帳について	生活環境部緑豊かな自然課
8	家庭ごみの現状と減量化等の取組み	県内で発生する家庭ごみの現状・課題、発生抑制・減量化・リサイクルに向けた取組みについて	生活環境部循環型社会推進課
9	産業廃棄物の現状と減量化等の取組み	産業廃棄物の現状・課題、発生抑制・減量化・リサイクルに向けた取組みについて	生活環境部循環型社会推進課
10	不法投棄の現状とその防止に向けた取組み	県内の不法投棄の現状・課題、不法投棄防止に向けた取組みについて	生活環境部循環型社会推進課
11	県内の大気環境の状況について	黄砂の飛来状況、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどの現状、大気環境保全のための取組みについて	生活環境部大気環境課
12	ダイオキシン、環境ホルモンについて	ダイオキシンの健康への影響、削減対策の現状、県民、事業者に求められる取組及び環境ホルモンの人等への影響、汚染状況等について	生活環境部大気環境課
13	湖沼の水質浄化対策について	県内三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の水質の現状、湖沼水質保全計画等の水質浄化の取組について	生活環境部大気環境課
14	中海の環境保全について	ラムサール条約登録地である中海の環境の現状、環境保全のための地域住民、NPO、行政などの取組について	生活環境部大気環境課
15	アスベスト対策について	アスベストの健康への影響や取組防止対策の取組について	生活環境部大気環境課
16	地球環境問題や大気環境	当研究所で実施している調査結果等もまじえながら、鳥取県の大気環境や鳥取県への影響などについてお話しします。 ・放射線のはなし～モニタリングデータを交えて～ ・黄砂のはなし～その発生から影響まで～ ・鳥取県の大気ってきれいな?～光化学オキシダント、PM2.5、酸性雨～ ・アスベストの正体 (HP案内)http://www.pref.tottori.jp/dataspx?menuid=145214	生活環境部衛生環境研究所
17	三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)の保全と再生	湖沼の富栄養化の定義や各湖沼の水質の推移を示しながら、汚濁の原因と対策等についてお話しします。 ・湖山池の環境について ・東郷池の環境について ・中海の環境について (HP案内)http://www.pref.tottori.jp/dataspx?menuid=145214	生活環境部衛生環境研究所

18	廃棄物の有効利用など循環型社会の構築	廃棄物の有効利用等について、当研究所の取り組みを交えながらお話しします。 ・リサイクル製品の安全性・廃棄物の分析化学 ・レアメタルのリサイクル・廃棄されたブラウン管テレビのゆくえ・・・など (HP案内)http://www.pref.tottori.jp/dataspx?menuid=145214	生活環境部衛生環境研究所
19	鳥取県内の地下水・湧水の保全	鳥取県内の地下水・湧水について、当研究所の調査結果等も交えながらお話しします。 ・地下水のはなし～水循環と地下水・湧水～ ・鳥取県内の地下水・湧水の水質～特徴・おいしさ～ (HP案内)今後作成予定	生活環境部衛生環境研究所
20	温室効果ガス森林吸収源対策について	温室効果ガス森林吸収源対策の概要及び県の施策について	農林水産部森林・林業振興局
21	新エネルギー利用による近未来型農業支援事業について	生産コストを削減した新たな営農手法や農業施設の低コスト運営を通じて、収益性の高い農業を推進するため、マイクロ水力発電施設・太陽光発電施設の導入に係る説明を行う。	農林水産部農地・水保課
22	湖山池特来ビジョンの達成に向けて	湖山池特来ビジョンの概要と取組状況について説明を行う。	県土整備部河川課、生活環境部大気環境課
23	風力発電所の導入に向けて	鳥取放牧場風力発電所の導入時の検討内容、運転状況などを情報提供し、風力発電の導入を検討されている方への技術的な助言や、県企業局の新エネルギーの取組状況について説明。 (希望者には、鳥取放牧場風力発電所(鳥取市越路)(連絡先 0857-21-4788)の現地見学を兼ねた説明会も可能)	企業局経営企画課 企業局工務課
24	小水力発電所の導入に向けて	企業局が保有している小水力発電などに関する情報を提供し、発電所建設における経済性や維持管理面について助言を行う。(希望者には、次の水力発電所及び発電場中管理室の現地見学を兼ねた説明会も可能) 加地発電所 八幡松若杉町中根(連絡先 0857-21-4788) 新橋発電所 百伯郡伯耆町中根(連絡先 0853-28-0017) 津川発電所 鳥取市国府町(連絡先 0857-21-4788) 発電場中管理室 鳥取市古海(連絡先 0857-21-4788)	企業局経営企画課 企業局工務課

06【人権・男女共同参画】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	人権施策の概要	鳥取県人権尊重の社会づくり条例、鳥取県人権施策基本方針(第2次改訂)など、県の人権施策の概要について	総務部人権局人権・同和対策課
2	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン(UD)の理念、必要性や事例紹介など、UDの推進について	総務部人権局人権・同和対策課
3	同和行政の取組み	本県における同和行政の取組や啓発について	総務部人権局人権・同和対策課
4	鳥取県が目指す男女共同参画社会	鳥取県男女共同参画推進条例及び第3次鳥取県男女共同参画計画の解説を中心に、男女共同参画を進めるに当たっての基本理念や県の施策、社会づくりについて	地域振興部男女共同参画推進課
5	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を進める意義、具体的な手法、鳥取県男女共同参画推進企業認定制度等について	地域振興部男女共同参画推進課
6	男女共同参画施策等に関する啓発、不届の申出	県民のかたから寄せられる、男女共同参画に関する県の施策や対応についての苦情を、速やかに処理するために設置されている「男女共同参画推進員制度」について	地域振興部男女共同参画推進課
7	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」の機能、事業	センターが有する「学習・啓発」「情報提供」「相談」「活動・交流支援」を中心に、センターの機能、事業を紹介	地域振興部男女共同参画推進課

07【文化・観光】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	新鳥取県史編さん事業について	平成18年度に始まった県の歴史・民俗の編さん事業について、計画と活動状況の紹介。 新たに発見された歴史資料や収集された民俗事象について、その内容や背景について具体的に説明します。 『鳥取県史ブックレット』の内容について、執筆を担当した職員が具体的に説明します。	総務部公文書課
2	大山自然歴史館	平成17年開館した大山自然歴史館の概要と大山の自然・歴史・文化の紹介	西部総合事務所西部振興課
3	まんが王国とっとり	まんが王国ととりの取組について	まんが王国官房

08【商工業・労働】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	中小企業への支援	県が行っている各種補助金、制度金融、相談窓口、技術指導などの中小企業に対する支援について	商工労働部経済産業総室
2	海外チャレンジに対する支援	貿易初期段階の経費助成、商談会の開催、海外市場情報の提供など企業の海外チャレンジに対する支援策について	商工労働部経済産業総室
3	労働・雇用の取組	中小企業労働相談所(愛称:みなくろ)の労働・雇用相談、仕事に必要な職業訓練、若年者・中高年齢者などの雇用対策(無料職業紹介含む)の取組について	商工労働部雇用人材総室
4	新商品・新技術の研究開発に対する支援	中小企業等が実施する新商品等の研究開発、試作、販路開拓に対する各種補助制度について	商工労働部経済産業総室
5	知財財産の取組み	「知の地球」づくりの一翼を担う、知財の創造、保護、活用への取組みについて	商工労働部経済産業総室
6	中小企業の環境にやさしい取組み推進	県内中小企業が環境対策に取り組む上で必要としている「情報」と「設備導入に係る支援制度」の説明	商工労働部経済産業総室
7	物産振興と各種支援制度について	物産振興に関する取組と特産品の販路拡大を目的とした各種支援制度について	商工労働部農林水産部市場開拓局市場振興課
8	ふるさと産業・伝統産業の振興について	ふるさと産業・伝統産業の情報発信・販路拡大のための県の取組について	商工労働部農林水産部市場開拓局市場振興課
9	電気事業、工業用水導管業、埋立事業による産業インフラの整備について	平成24年度から本格給水される鳥取地区工業用水導管業の整備、平成23年度に完成した袋川発電所の建設、歴史のある日野川工業用水導管業、柔子・境港に埋立・造成した工業団地の状況について ※一部現地見学による説明も可能です。	企業局経営企画課 企業局工務課
10	鳥取県企業局経営改善計画(平成23～25年度)について	鳥取県企業局の経営・役割・各事業の課題・経営ビジョン・経営方針など、平成23～25年度における経営改善計画の内容について	企業局経営企画課 企業局工務課
11	労働紛争の解決法あれこれ～紛争処理とその未然防止のために～	労働者と事業主との労働関係上のトラブルを解決するために、労働委員会を取り組んでいる紛争解決制度の内容や手続方法を紹介するとともに、活用方法について説明(不当労働行為の救済、労働紛争についてのあせり、個人労働者についての「個別労働関係紛争あっせん制度」など)	労働委員会事務局

09【農林水産】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	農林水産物の販売促進、PRについて	本県農林水産物の販売促進・消費拡大のための県の取組について	商工労働部農林水産部市場開拓局市場振興課
2	食のみやに鳥取県の推進	県産食材のブランド化、食による地域づくりなどの取組、学校給食等の地産地消の取組事例について	商工労働部農林水産部市場開拓局食のみや推進課
3	県産材の利用推進について	県産材の利用を促していくための基本的な考え方や取組について	農林水産部森林・林業振興局
4	原木積置の魅力について	自然そのままのほだ木を使った「しいたけ」栽培技術や食品としてのしいたけの効用などについて	農林水産部森林・林業振興局
5	県民参加の森林づくりについて	森林の持っているいろいろな機能や、森林環境保全とその促進、とっとり共生の育成支援、森林J-VERなどについて	農林水産部森林・林業振興局
6	森林の保全・整備支援策について	間伐等、森林の手入れに対する支援策等について	農林水産部森林・林業振興局
7	森林・林業再生プランについて	林業・木材産業が成長産業として飛躍するための課題等を明らかにした再生プランについて	農林水産部森林・林業振興局
8	低コスト林業について	施業の団地化、作業道の整備、高性能林業機械の導入等による低コスト林業への取組について	農林水産部森林・林業振興局
9	地下水かんがい水田整備の推進について	水田管理を容易にする地下水かんがいシステムの整備について説明を行う。	農林水産部農地・水保全課
10	土地改良区について	土地改良事業を実施することを目指すとして、土地改良法に基づき設立される法人格を有した団体である土地改良区について説明を行う。	農林水産部農地・水保全課
11	ため池点検について	ため池の漏水、老朽化や管理について、市町村・県がため池の点検を行い、補修・改修の提案や管理のアドバイス及び防災・減災の取組みの説明を行う。	農林水産部農地・水保全課
12	農業生産基盤の整備と管理について	農業生産基盤の整備や管理の支援策についてアドバイスを行う	農林水産部農地・水保全課
13	しっかり守る農村基盤交付金について	農地、水路、農林道等の小規模な整備・補修に要する経費及び放置されたため池等の防災措置経費を対象とする交付金について説明する。	農林水産部農地・水保全課
14	農地を守る直接支払制度	農業生産条件不利地域における農業生産活動等を行う農業者に対する、第三期対策の事業を、主な変更点等を中心に説明する。	農林水産部農地・水保全課
15	農地・水・環境保全について	制度のしくみや、農業用施設等の補修・改修の提案や管理のアドバイスを行う	農林水産部農地・水保全課・環境課
16	農業の担い手の育成・確保について	認定農業者や集落営農などの担い手への経営の安定や強化に向けた取組に対する支援策について	農林水産部経営支援課
17	新規就農者に対する支援策について	農業を新たに始めるための就業相談から営業開始までの各種支援策について	農林水産部経営支援課
18	企業の農業参入について	建設業者等の企業が農業参入する場合の支援策の概要について	農林水産部経営支援課
19	鳥取県雇農の雇用支援事業について	農業法人、加工事業者等が新規就農希望者を雇用して技術研修を行う場合の支援策について(鳥取県らし農林水産就業サポート事業(鳥取県雇農の雇用支援事業)の概要)	農林水産部経営支援課
20	農地制度の概要について	農地法、農振法等の概要について	農林水産部経営支援課
21	栽培技術の推進について	種苗生産・放流事業の現状や放流効果調査などが実施している栽培技術の状況について	農林水産部水産振興局水産課

22	漁業担手の育成と確保	漁業就業者の減少や高齢化が進む中、活力ある漁村、安定した漁業生産維持のための漁業担手の育成・確保の取組について	農林水産部水産振興局水産課
23	地球温暖化の適応について	アワビ、カリゴ、ドジョウなどの養殖を新たに営む場合の県の支援策について	農林水産部水産振興局水産課
24	漁業制度について	漁業を行う上での基本的事項である漁業種、漁業許可、漁船登録等の概要について	農林水産部水産振興局水産課
25	水産資源の動向	漁業重要資源の生態・資源管理やイワガキ資源回復計画の取り組みと今後の予想などについて	農林水産部水産振興局水産課
26	内水面漁業の動向と取り組み	アユの資源回復の取り組みについて	農林水産部水産振興局水産課
27	鳥取県における養殖造成の取り組みについて	鳥取県における養殖造成の取り組みについて	農林水産部水産振興局水産課
28	鳥取県沿岸漁業振興ビジョンについて	鳥取県の沿岸漁業を持続可能な産業として再構築するために平成20年に策定した「鳥取県沿岸漁業振興ビジョン」について	農林水産部水産振興局水産課
29	資源管理・漁業所得補償制度	国の新規事業として、平成23年度から導入される資源管理・漁業所得補償制度の概要について	農林水産部水産振興局水産課
30	インシ等鳥獣被害対策について	農山村地域に深刻な影響を与えているインシ等野生鳥獣による農作物被害への対策の内容について	農林水産部生産振興課
31	鳥取県有機・特別栽培農産物について	鳥取県の有機・特別栽培農産物の具体的な取組について	農林水産部生産振興課
32	農薬の適正使用について(ポジティブリスト制度について)	農薬の適正使用について(ポジティブリスト制度について)	農林水産部生産振興課
33	鳥取県米づくりビジョンについて	鳥取県における米の生産・販売状況と今後の取り組みについて	農林水産部生産振興課
34	梨産産活活性化ビジョンについて	オリジナル品種のシリーズ化による旬の鳥取梨ブランド復活への取組について	農林水産部生産振興課
35	鳥取県牛ブランド「鳥取和牛オレイン5」について	鳥取県の和牛及び鳥取和牛のブランドについて	農林水産部畜産課
36	口蹄疫、鳥インフルエンザについて	口蹄疫、鳥インフルエンザへの対応について	農林水産部畜産課
37	漁業種に基づく内水面利用に関するトラブルについて	千代川、天神川、日野川、湖山池及び京舞池流域に関して、漁業種に基づく内水面の利用等に関するトラブルを解決するために、鳥取県内水面利用調整委員会が取り組んでいる解決制度(あっせん及び仲裁)の内容や手続方法を紹介します。	行政官庁執行官監査課
38	森林キャンペーン(京都府産)	森林を所有する農業者を対象に下記事項を奨励する。 ・母系に美しい森林を引き継ぐための森林の適切な管理の推進について。 ・森林集約の集約化・団地化、高価路線の整備等による低コスト林業の推進について。 ・森林環境保全の推進事業である「とっとり環境の森緊急整備」の内容について。	京都府農林事務所
39	地域の実情にあった農業振興について(京都府産)	鳥取市、岩美町と共同で集落単位の意見交換を行い、地域の実情にあった、振興策を提案する。	京都府農林事務所
40	第64回全国植樹祭について	平成25年5月26日に鳥取県で開催する第64回全国植樹祭の事業概要や鳥取県の取り組み、県民運動等について紹介します。	農林水産部全国植樹祭課

10[教育・文化財・スポーツ]

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	鳥取砂丘の解説	鳥取砂丘の成り立ち、生き物、砂丘でのルールなどについてわかりやすく解説します。 ・小学校低学年、幼稚園・保育園については、秘宝「トリビ」のとりどりさきやうたんけんにつきも用意しています。	生活環境部砂丘事務所
2	子どもたちの心や体の健康づくり	子どもたちの心や体の健康づくりのポイントについて(体力向上策、生活習慣の改善、食育、性に関する教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育など)	教育委員会スポーツ健康教育課
3	子どもの安全確保	学校管理下をはじめとして、家庭や社会生活における事故、交通事故、自然災害、犯罪被害などから子どもを守るための安全管理、安全教育、組織活動などについて	教育委員会スポーツ健康教育課
4	総合型地域スポーツクラブの育成について	これからの地域におけるスポーツ活動のあり方として注目されている「総合型地域スポーツクラブ」の概要と本県でのあり方について	教育委員会スポーツ健康教育課
5	小学生スポーツ活動のあり方について	小学生のスポーツ活動実施調査を基に現状や課題、青少年健全育成の理念に沿った小学生のスポーツ活動の在り方について	教育委員会スポーツ健康教育課
6	ジュニア期の競技力向上対策	平成23年度から本格的にはじめたジュニア期一貫指導体制推進事業をはじめジュニア期における競技力向上対策の取り組みについて	教育委員会スポーツ健康教育課
7	生涯学習協会の提供	とっとり県民カレッジ事業、生涯学習情報提供事業など生涯学習協会の提供に関する取組について	教育委員会生涯・地域教育課
8	学校・家庭・地域の連携の推進	学校支援ボランティア事業、放課後子ども教室推進事業など地域の教育力の向上を図るための施策や、PTAをはじめ県民みんなで子どもたちを健やかに育む取組の推進について	教育委員会生涯・地域教育課
9	家庭の教育力向上の推進	家庭教育の重要性や親子の関係づくり、親としての学び、就学に必要な子どもの育ち、基本的な生活習慣の大切さなどについて	教育委員会生涯・地域教育課
10	子どもの読書活動の推進	「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」の内容と、子ども読書に関するアンケート調査結果、鳥取県子ども読書アドバイザー派遣など現在の取組について	教育委員会生涯・地域教育課
11	社会教育・生涯学習振興施策の仕組みとその進め方	生涯学習社会における社会教育行政の位置づけ及び市町村における社会教育委員・公民館職員等社会教育関係者の役割について	教育委員会生涯・地域教育課
12	ケータイ・インターネット教育啓蒙の推進	携帯電話やインターネットの普及の影で、子どもたちがネット社会で抱えるトラブルや被害の実態を示し、子どもたちの安全を守るための保護啓蒙の取組について	教育委員会生涯・地域教育課
13	鳥取県教育振興基本計画	教育振興基本計画の説明と基本計画に沿った教育施策の取組方針等について	教育委員会教育総務課
14	心とからだ いきいきキャンペーン	基本的な生活習慣と学力・体力との相関関係等から実施している「心とからだ いきいきキャンペーン」について	教育委員会教育総務課
15	ととりの教育	本県教育の現状と課題について	教育委員会教育総務課
16	図書館活用講座	「(仮)に設立図書館推進事業」としての、「仕事に役立つ情報提供」、「トラブル解決支援のための法律情報の提供」、「医療・健康情報の提供」及び「長く持ち応援コーナー」などについての説明や、WEB予約、相互利用サービスなど、さまざまな県立図書館の活用方法について	教育委員会県立図書館
17	今後の県立高等学校の在り方の検討	今後とも続く中学校卒業生の減少に対応し、さまざまな社会の変化や生徒・保護者のニーズを見極めながら検討している県立高等学校教育改革の取組について	教育委員会高等学校課
18	英語教育の推進	小学校・中学校・高等学校一貫して見直しを持った英語教育の推進について ・英語教育推進室の取組について	教育委員会高等学校課 英語教育推進室
19	開かれた学校づくり	保護者の声や地域の特色を生かした開かれた学校づくりの取組について	教育委員会小中学校課 教育委員会高等学校課 教育委員会特別支援教育課

20	公立学校における教育の現状と課題	新学習指導要領、学力向上・不登校問題への学校・家庭・地域社会の取組、高校中退防止への取組、特別支援教育の在り方について	教育委員会小中学校課 教育委員会高等学校課 教育委員会特別支援教育課
21	鳥取県がめざす人権教育	学校教育や社会教育を通じて、人権が尊重される社会づくりに向けた実践力を高めるための人権教育の取組について	教育委員会人権教育課
22	奨学金制度、学生寮	高校や大学等への進学のための奨学金制度、東京で安心して生活できる学生寮について	教育委員会人権教育課
23	特別支援学校の充実	各生活圏域ごとに障がい種に対応した教育の充実、地域の特別支援教育の拠点としての機能の充実、高等特別支援学校の設置に向けた取組について	教育委員会特別支援教育課
24	発達障がい児童生徒支援の充実	LD、ADHD等の発達障がいを含めた特別な教育的支援や配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実について	教育委員会特別支援教育課
26	特別支援学校卒業生の就労促進	特別支援学校を卒業する生徒の一般企業への就労促進の取組について	教育委員会特別支援教育課
26	美木珠田遺跡の復元整備とそれを活かした積極的な活用について	平成20年度から本格化している遺跡整備(建物復元、ガイダンス施設整備)を踏まえ、県立むきばんだ史跡公園の魅力を最大限発信する活用について	教育委員会文化財課
27	「地下の跡生博物館」と呼ばれる青谷上寺地遺跡について	青谷上寺地遺跡における発掘・出土品調査成果の概要や、「文芸」「遺跡」等そこで活動した跡生人と遺跡との関わり、平成20年度に策定した青谷上寺地遺跡整備活用基本計画等、様々なテーマでの説明が可能	教育委員会文化財課
28	三徳山の世界遺産登録に向けた取り組みについて	世界遺産登録を目指している三徳山の、学術的な部分での魅力や今後の取組について	教育委員会文化財課
29	鳥取藩主池田家について	鳥取藩主池田家の歴史や史跡鳥取藩主池田家墓所の魅力などについて	教育委員会文化財課

11【安全・治安】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	県の防災対策について	県が取り組んでいる津波対策、原子力防災対策、カウンスーパー方式を取り入れた広域防災体制の構築、鳥取県BCP、地震対策アクションプラン等について	危機管理課原子力安全対策課
2	地域防災力の向上を目指して	災害時の対応で重要となる消防団活動や自主防災組織などの地域防災力の向上について	危機管理課消防防災課
3	鳥取県西部地震の体験、教訓	鳥取県西部地震の体験やそれを教訓とした家庭や地域の防災力向上に向けた取組について(鳥取県西部地震展示交流センターの職員による説明)	危機管理課消防防災課
4	鳥取県の国民保護対策と危機管理の取組	国民保護計画の概要、危機管理対策などについて	危機管理課危機対策・情報課
5	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正について	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の見直し(案)の改正案について(平成26年1月以降に実施可能な予定)	危機管理課危機管理政策課
6	鳥取県地域防災計画の見直し(案)について	東日本大震災の教訓や課題等を踏まえた地域防災計画の修正案について(津波対策、原子力安全対策、他)(平成24年8月以降に実施可能な予定)	危機管理課危機管理政策課
7	一般教育出前講座(消火訓練、防火講座、教員講習等)	一般県民を対象に、現地に赴いて地元消防団員と共同で消火訓練、防火講座等要請に応じた教育を行う	危機管理課消防学校
8	消防防災ヘリの活動について	消防防災ヘリの特性と、県民の生命・身体・財産を守り、安全安心を確保するため有効な手段である旨について説明する。	消防防災航空センター
9	犯罪のないまちづくりについて	身近な犯罪(空き巣や自転車盗などの窃盗、振り込み詐欺)について、県内の情勢や自ら防ぐための知識や手段について、わかりやすく説明する。	生活環境課くらしの安心局くらしの安心推進課
10	犯罪被害者等への支援(二次的被害の防止)について	犯罪被害者やその家族は、犯罪や事故による直接被害だけでなく、二次的被害(身体的・精神的・経済的)被害を受けている現状を説明するとともに、被害者支援の相談窓口等を紹介する。	生活環境課くらしの安心局くらしの安心推進課
11	アスベスト除去工事の促進	吹きつけアスベストの除去工事などに要する費用の助成制度	生活環境課くらしの安心局住宅政策課
12	住宅・建築物の耐震化	耐震改修に伴う費用(耐震診断、補強設計、耐震改修工事等)助成制度、応急危険度判定士の養成などについて	生活環境課くらしの安心局住宅政策課
13	農村防災・災害体制整備事業について	農業用水の確保や地域防災力の向上を図るため、山腹水路、ため池等農業施設の適正管理の必要性や、技術的支援や整備啓蒙などの取り組みを説明する。	農林水産部農地・水保全課
14	水害に備えて	水害に備えるために必要な情報(河川情報、浸水想定区域等)や避難、水防活動など	農土整備部河川課
16	交通事故の防止	交通事故を防止するための様々な取組について	警察本部交通安全課
16	少年の非行防止と健全育成	少年の非行防止と健全育成のためにしている総合的な少年非行防止対策について	警察本部少年課
17	暴力団を排除するための活動(運動)	暴力団を排除するため、警察や暴力団対策センターが行っている各種の取組と暴力団の現状について	警察本部組織犯罪対策課

12【土木・建設】

番号	テーマ	説明の内容	担当課・室
1	中期的事業展開について	重点的、効率的な河川整備及びハード対策と一体となったソフト事業の充実等今後の河川整備の方向性について	県土整備部河川課
2	鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドラインについて	県民共有の財産である砂浜を保全・復元することを目的とした「土砂管理ガイドライン」について	県土整備部河川課
3	公共事業における環境配慮の推進	公共事業の構想から計画、設計、実施、管理の各段階における環境配慮に関する県の取組状況について	県土整備部技術企画課
4	公共事業におけるリサイクル製品の推進	建設リサイクル法の内容及び建設工事における再資源化の実施、リサイクル材の利用促進の取組状況について	県土整備部技術企画課
5	土木施設におけるNPO・ボランティア活動の推進	土木施設の維持管理における協働事業(ボランティアによる環境美化活動、協定による維持管理活動等)の事例、支援制度の内容について	県土整備部技術企画課
6	鳥取県の「みなと」	①鳥取県の「みなと(港湾・造港)」の現状について ②鳥取港の利用(岸壁・土庫・分譲地等)の概要内	県土整備部空港港湾課
7	建設工事等の入札制度について	適正な競争性の確保等を旨として改正を行った県の入札制度の内容について	県土整備部県土総務課
8	土砂災害について	土砂災害の恐れのある区域(土砂災害警戒区域)、土砂災害警戒情報、前兆現象など、土砂災害の警戒避難について	県土整備部治山砂防課
9	土砂災害特別警戒区域について	土砂災害特別警戒区域指定の意義と規制内容について	県土整備部治山砂防課
10	わが県における道路整備	鳥取県の道路整備の現状、鳥取県内の高速道路ネットワーク及び道路構造について	県土整備部道路企画課、道路建設課
11	土砂災害の防止について(八咫地区)	土砂災害の警戒区域、前兆現象について説明。土砂災害を想定した避難訓練	八咫県土事務所
12	防災について学ぼう(八咫地区)	防災情報の収集と発信について 災害対策車、パトロール車の説明見学	八咫県土事務所
13	人にやさしい道づくり(八咫地区)	高齢者、身体障害者等に配慮した歩道整備について説明	八咫県土事務所

平成25年度 広聴実施事業における主な支出

単位(円)

	予算額	決算額	支出内訳
報償費	800,000	794,981	県政参画電子アンケート謝礼図書券(794,981円) ※ 1,594枚 (回答回数に応じて最大5枚/人まで)
委託料	4,491,000	2,872,870	子育て応援課への配当替え(1,753,500円) ※ 無作為抽出アンケート実施にかかる経費 電子アンケートシステム利用・保守(995,400円) 広聴能力向上研修業務(123,970円) ※ 対象：県職員、市町村職員
負担金、補助金 及び交付金	68,000	0	
標準事務費	6,117,000	6,088,081	広報課への配当替え(4,677,750円) ※ パブリックコメントの実施にかかる経費 子育て応援課への配当替え(94,646円) ※ 無作為抽出アンケート実施にかかる経費 電子アンケート会員募集新聞広告(75,600円) その他事務執行にかかる経費 (1,240,085円) (新聞代、定期刊行物代、一元管理用品購入代、 研究会資料代、職員旅費、宅配料金、電話料金、 携帯電話料金、文書印刷代、複合機使用料、 庁内LANパソコン使用料、公用車使用料 等)
	11,476,000	9,755,932	

鳥取県民参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報公開（第3条～第5条）

第3章 県民参画の推進（第6条～第11条）

第4章 県民投票（第12条～第27条）

附則

地方分権の進展により地方自治体の権限や責任が大きくなるにつれ、地方自治体の行政運営が地域住民の判断と責任において行われるようにすることがより一層重要になっている。

本県では、これまで情報公開を徹底し、透明性の高い県政を実現するとともに、パブリックコメント、県民の声、アンケート調査等を積極的に実施してきた。

これらの県民参画のための制度を、県民の多様な意見を取り入れられるよう引き続き発展させることで、意思形成の段階から施策の実施及び評価の段階に至るまで、県民と県が連携し、協力する関係を築くことができると考えられる。また、重要施策の決定に県民の意思を直接反映させる県民投票の制度を設けることで、県民参画の新しい扉を開くことができると考えられる。

このような認識の下、県民が主役の県政を推進するために必要な県民参画に関する基本的事項を定めるとともに、二元代表である知事と県議会による県政運営を基本としつつも、県政の特定の事項について県民に直接意思を問う必要が生じた場合に備えて県民投票制度を導入し、もって、鳥取県ならではの県民の参加と協働による民主的で公正な県政を実現するため、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定めることにより、県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 県民参画は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 県民が県政運営について判断するために必要な情報を入手し、意見を表明する機会が広く与えられること。
- (2) 県民の意見の多様性を尊重し、できる限り多くの意見を受け入れること。
- (3) 異なる意見を統合し、合意の形成を図る過程を大切にすること。
- (4) 県民と県との協働による地域づくりを推進すること。

第2章 情報公開

（県民の権利及び責務）

第3条 県が保有する県政に関する情報は、県民共有の財産であり、県民は、当該情報に対して知る権利を有する。

2 県民は、その役割を自覚し、県政に関する情報を県と共有するよう努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

2 県は、県政に関する情報を多様な媒体を活用して積極的に提供し、県民が正確かつ容易に当該情報を得られるよう努めなければならない。

（情報公開）

第5条 県は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づき、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。

第3章 県民参画の推進

(県民参画の手法)

第6条 県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。

2 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求める場合には、多様な意見、提言等を把握するため、県民の利便性に配慮して複数の手法を組み合わせるよう努めなければならない。

3 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求めていることを県民が的確に把握できるよう、多様な媒体を活用して積極的に周知しなければならない。

4 県は、県民参画を推進するため、鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）に基づき、県民との協働により業務を実施するよう努めなければならない。

(意見等の募集)

第7条 県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。

2 県は、前項の規定により県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するとともに、必要に応じて県民に説明する機会を設け、県民との意見の交換を行わなければならない。県民が、県からの説明を受けることを求めたときも、同様とする。

3 県は、第1項の規定により県民の意見等を求めたときは、その意見等に対する考え方を公表しなければならない。

4 県は、毎年度、当該年度において第1項の規定により県民の意見等を求める予定の事項について、その概要及び時期をあらかじめ公表するものとする。

(意見等の提出)

第8条 県民は、前条の規定による場合のほか、県の施策等に対する意見、提言等を県に提出することができる。

2 県は、前項の規定による意見、提言等の提出があったときは、遅滞なく、当該意見、提言等の内容及びこれらに対する県の対応方針等を取りまとめ、公表しなければならない。

(意見等への誠実な対応)

第9条 県は、県政に対する県民の意見等の提出があったときは、その内容を検討し、県政の運営に資すると認められるものについてはできるだけ速やかに県政に反映するよう努めなければならない。

2 県は、その意見等に対する県の考え方を当該提出者に回答するよう努めなければならない。

(委員の公募等)

第10条 県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関を除く。）の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。

2 県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関の会議は、原則として公開しなければならない。

(県民参画手法の改善等)

第11条 県は、県民参画の手法について随時必要な見直しを図り、県民が県政に参画することができる新たな手法を取り入れるよう努めなければならない。

第4章 県民投票

(対象事項)

第12条 県民投票は、法令に基づき県民の投票に付することができる事項及び県の権限に属さない事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であつて、県民に直接その意思を問う必要があると認められるものについて行うことができる。

(1) 県の存立の基礎的条件に関する事項

(2) 県の実施する特定の重要施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項
2 県民投票は、複数の選択肢から1つを選択する形式によることができる事項に限り、行うことができる。

(投票資格者)

第13条 県民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿登録者」という。）で、知事及び県議会の議員（以下「議員」という。）の選挙権を有するものとする。

(県民投票の発議)

第14条 選挙人名簿登録者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者（投票資格者に限る。）から知事に対し、県民投票の実施を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求（以下「投票請求」という。）を受けたときは、第16条第1項第1号の規定により県民投票を実施する場合を除き、投票請求を受けた日の翌日から起算して20日以内に、県民投票の実施を発議しなければならない。

3 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により県民投票の実施を発議することができる。

4 知事は、第2項に規定する場合のほか、自ら県民投票の実施を発議することができる。

(発議等の制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、県民投票の実施が発議された後は、当該県民投票を実施するかどうかが決定期間までの間、当該県民投票に付そうとする事項と実質的に同一と認められる事項について、投票請求及び県民投票の実施の発議をすることができない。県民投票を実施することが決定された後、当該県民投票の期日（以下「投票日」という。）の翌日から起算して1年を経過するまでの間についても、同様とする。

2 投票請求を行うための手続を代表者が開始した後は、投票請求が知事に対して行われるまでの間、当該投票請求に係る県民投票に付そうとする事項と実質的に同一と認められる事項について、投票請求を行うための手続を開始することができない。

(県民投票の実施)

第16条 県民投票は、次のいずれかに該当する場合に実施する。

(1) 投票請求において、選挙人名簿登録者の署名の数がその総数の3分の1の数（その総数が40万人を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）以上のとき。

(2) 第14条第2項の規定により知事が発議し、県議会で出席議員の過半数が賛成したとき。

(3) 第14条第3項の規定により議員が発議し、県議会で出席議員の過半数が賛成したとき。

(4) 第14条第4項の規定により知事が発議したとき。ただし、県議会で出席議員の過半数が反対したときを除く。

2 知事は、第14条第2項の規定による発議をするときは、その意見を付さなければならない。

3 県議会は、県民投票の実施について審議するときは、第14条第2項の規定による発議に係るものにあつては投票請求の代表者の、同条第3項の規定による発議に係るものにあつては知事の意見を聴く機会を設けなければならない。

4 知事は、投票請求を受けた県民投票を実施するかどうかが決定期間満了のときは、速やかにその結果を投票請求の代表者に通知しなければならない。

(実施の告示)

第17条 知事は、前条第1項の規定により県民投票を実施するときは、直ちにその旨及び県民投票に付される事項（以下「投票事項」という。）を告示しなければならない。

2 投票日は、前項の告示の日の翌日から起算して60日以内の日としなければならない。ただし、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会の検討が行われるときは、その検討が終了した日の翌日から起算して30日以内の日を投票日としなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、県民投票の実施を猶予しても支障がないと認められるときは、公職選挙法（昭和

25年法律第100号)に基づき県内で実施される選挙(議員の補欠選挙その他規則で定める選挙を除く。)の期日を投票日とすることができる。

4 知事は、投票日を定めたときは、投票日の17日前までに投票日を告示しなければならない。

(選択肢等の検討)

第18条 知事は、県民投票で選択する選択肢(以下「選択肢」という。)及び投票の判断に資する情報(以下「関連情報」という。)について検討させるため、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

2 知事は、次のいずれかに該当する場合には、委員会を設置するものとする。

(1) 第16条第1項第1号に該当する場合

(2) 第14条第2項から第4項までの規定による発議があった場合で、県議会の求めがあったとき。

3 委員会の委員は、県民投票を実施する都度、投票事項について学識経験を有する者その他適切と認められる者のうちから、知事が任命する。

4 委員会が選択肢及び関連情報を検討するために必要な情報及び経費については、県が提供する。

5 委員会は、選択肢及び関連情報の検討に当たっては、投票請求の代表者、知事及び県議会の意見を聴く機会を設けなければならない。

6 知事は、委員会の検討の結果を尊重して選択肢を決定するものとする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(情報の提供)

第19条 知事は、投票日の2日前までに、県民投票の趣旨及び第17条第1項の告示の内容、関連情報についての委員会の検討の結果その他県民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して投票資格者に対して提供するものとする。

2 知事は、第17条第1項の告示の日から投票日の前日までの間、県民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、インターネットの利用その他の方法により一般の縦覧に供するものとする。

3 知事は、前2項に規定する情報の提供に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

第20条 前条に定めるもののほか、知事は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他県民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

2 知事は、前項に規定する情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

(投票の促進)

第21条 知事は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

(投票運動)

第22条 県民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、第17条第4項の告示の日(以下「告示日」という。)から投票日の前日までとする。

(投票)

第23条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

(県民投票の成立要件)

第24条 県民投票は、投票した者の総数(以下「投票総数」という。)が当該県民投票の投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。

(投票の結果の通知及び告示)

第25条 知事は、投票の結果が判明したときは、直ちに選択肢ごとの得票数及び投票総数を告示するとともに、投票請求をした代表者及び県議会の議長に通知しなければならない。

(結果の尊重)

第26条 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県議会は、県民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、県民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成25年10月1日から施行する。

無作為抽出アンケート（予算額・H25回答状況）

○ H26年度予算額 2,160千円（1回分計上）

■業務委託にかかる経費

住基台帳から対象者の抽出事務、アンケート発送、集計、データ分析等

○ H25年度実施のアンケートの回答状況等

アンケート名 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート

アンケートの概要

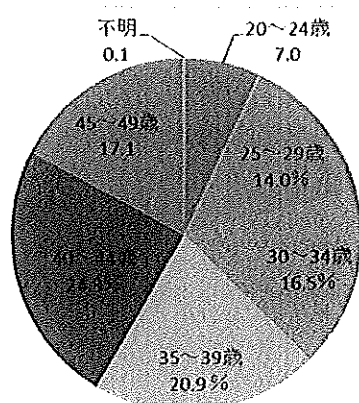
○対象：3,000人 回収数 756人（回収率25.2%）

○設問数：29問

○調査期間：平成25年11月26日～12月9日

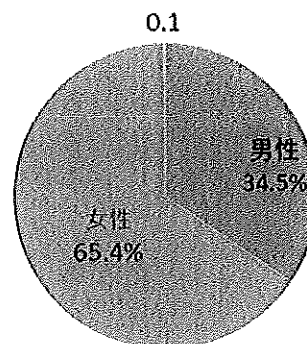
○調査方法：郵送

回答者の属性（年齢及び性別）



回答者の年齢

- 20～24歳(53人)
- 25～29歳(106人)
- 30～34歳(125人)
- 35～39歳(158人)
- 40～44歳(184人)
- 45～49歳(129人)
- 不明(1人)



回答者の性別

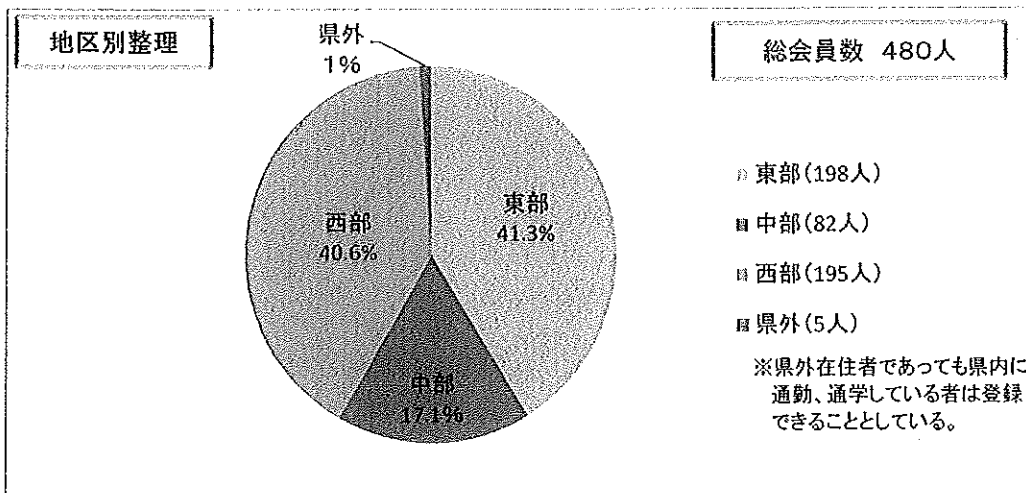
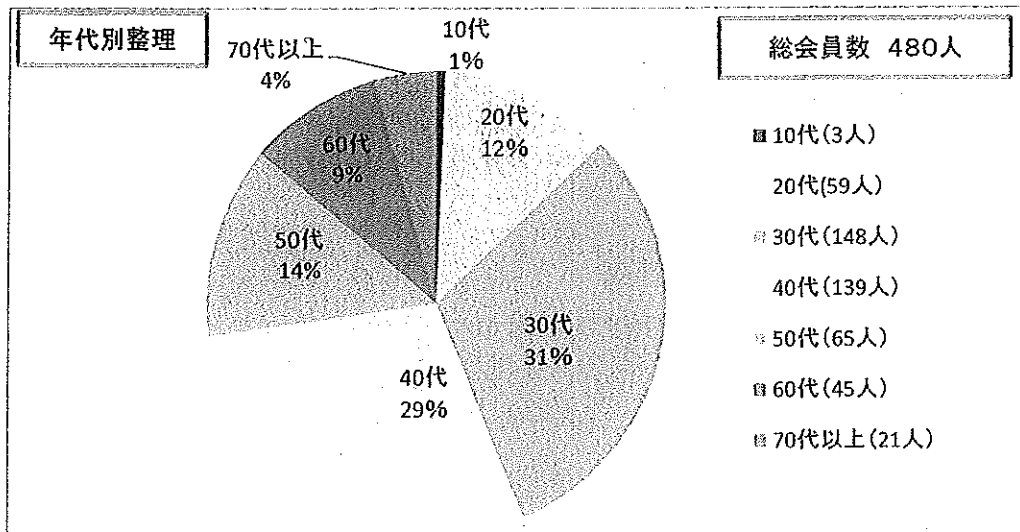
- 男性(261人)
- 女性(494人)
- 不明(1人)

回収状況

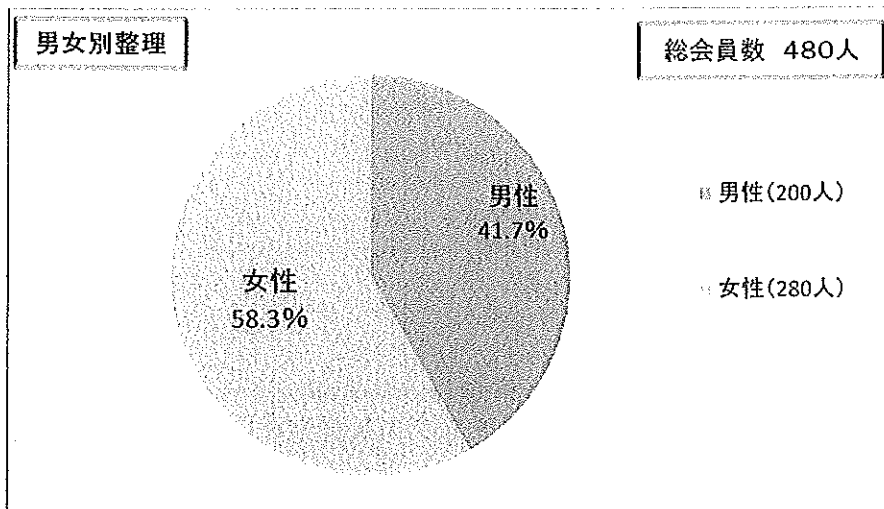
	合計	男	女
標本数(抽出数):人	3,000	1,511	1,489
回収数(人)	756	261	494
回収率(%)	25.2	17.3	33.2

○ 個人情報保護の観点からアンケート送付者一覧はアンケート実施後に廃棄することとしており、年代別の標本数を調査することは困難。

H26年度 電子アンケート 会員属性整理グラフ(H26. 7月時点)



【地域(市町村)別】	推計人口 (H26.3.1)	人口比率 (市町村別人口 /全人口)	会員比率 (市町村別会員 /全会員)
東部 (198名)	233,921	40.6	41.3
中部 (82名)	105,588	18.3	17.1
西部 (195名)	236,913	41.1	40.6



ウェブアンケート(予算額・想定委託先等)

○ H26ウェブアンケート予算額 227千円(1回分計上)
(設問 20問 回答数を200と想定した委託料の額)

○ 想定委託先 : (株)マクロミル ※

○ モニター数(H26年8月1日現在)

■ 全国モニター数 1,170,162人

詳細は別紙参照

■ 県内モニター数 3,821人

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
男性	131	363	355	359	253	96	1,557
女性	200	677	687	441	190	69	2,264
合計	331	1040	1042	800	443	165	3,821

※株式会社 マクロミル (会社HPから抜粋)

「日本のマーケティングリサーチ会社2009年度売上ランキング」(『宣伝会議』[2010年10月15日号])でネットリサーチ会社(ネット調査会社)で売上実績がNo.1。

年間20,000件、取引社数5,000社を超える豊富なネットリサーチ実績とノウハウをもとに、お客様のマーケティング課題解決に向けて、最適なお提案し、ネット調査の他にも海外リサーチや定性調査(グループインタビューや会場調査等)など様々なリサーチソリューションをご提供している。

マクロミル リサーチモニタ属性情報(1)

マクロミルモニタ

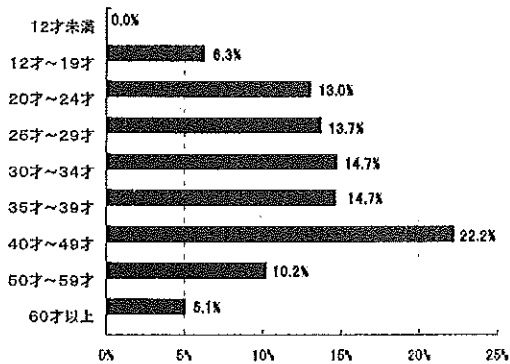
2014年8月1日 現在のモニタ数

1,170,162人

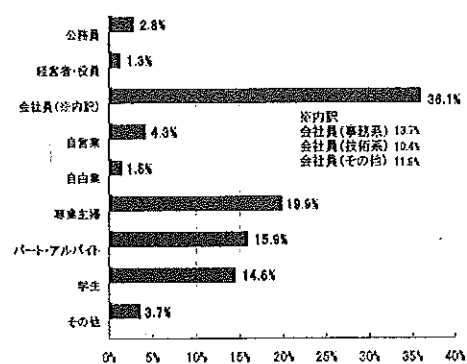
マクロミルモニタについて

マクロミルでは、品質の高い大規模リサーチ専用モニタ(マクロミルモニタ)を独自に構築しています。
 圧倒的なモニタ数で、大量サンプルの調査やシアターゲットへの調査も可能です。
 また、「マクロミルの品質管理ポリシー」に基づき、モニタ構築・運営・管理を行い、品質向上に努めています。

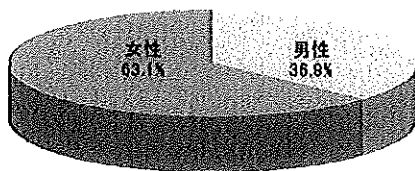
年齢



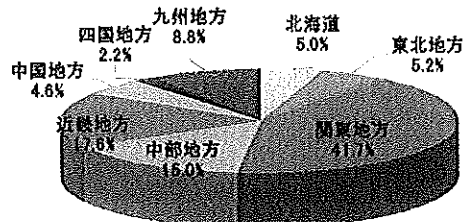
職業



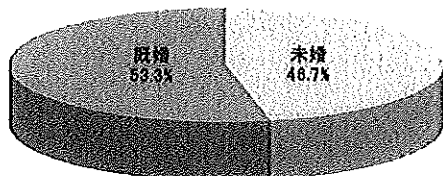
性別



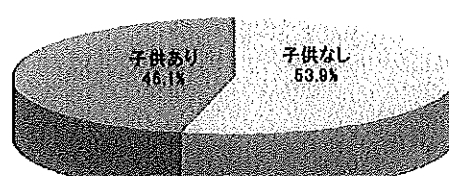
居住地



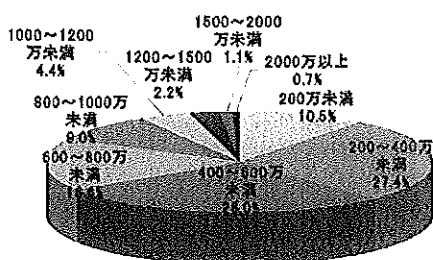
未婚・既婚



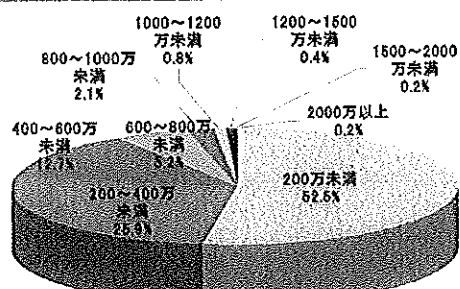
子供の有無



世帯年収



個人年収



マクロミル リサーチモニタ属性情報(2)

有効モニタの属性詳細データ

年齢

1	12才未満	0.0%	314	
2	12才～19才	8.3%	73,400	
3	20才～24才	13.0%	152,420	
4	25才～29才	13.7%	160,581	
5	30才～34才	14.7%	172,171	
6	35才～39才	14.7%	171,600	
7	40才～49才	22.2%	260,269	
8	50才～59才	10.2%	118,758	
9	60才以上	5.1%	59,651	1,170,162

職業

1	公務員	2.8%	31,625	
2	経営者・役員	1.2%	14,632	
3	会社員(総内訳)	33.1%	403,181	
4	自営業	4.3%	47,716	
5	自由業	1.6%	17,168	
6	専業主婦	19.6%	222,251	
7	パート・アルバイト	15.5%	173,128	
8	学生	14.6%	162,752	
9	その他	3.7%	40,633	1,118,878

*無回答者を除く

※会社員内訳	会社員(事務系)	13.7%	163,769
	会社員(技術系)	10.4%	116,659
	会社員(その他)	11.0%	122,753

性別

1	男性	38.5%	432,278	
2	女性	61.1%	737,687	1,170,169

居住地

1	北海道	5.0%	53,188	
2	東北地方	5.2%	60,811	
3	関東地方	41.7%	437,476	
4	中部地方	15.0%	175,578	
5	近畿地方	17.6%	205,214	
6	中国地方	4.5%	53,724	
7	四国地方	2.2%	25,622	
8	九州地方	8.8%	102,724	1,170,169

世帯年収

1	200万未満	10.5%	92,654	
2	200～400万未満	27.6%	242,541	
3	400～600万未満	23.0%	243,116	
4	600～800万未満	18.0%	147,229	
5	800～1000万未満	9.0%	80,058	
6	1000～1200万未満	4.4%	33,511	
7	1200～1500万未満	2.2%	19,244	
8	1500～2000万未満	1.1%	8,874	
9	2000万以上	0.7%	6,005	855,194

*無回答者を除く

未婚・既婚

1	未婚	43.7%	647,041	
2	既婚	56.3%	623,125	1,170,166

子供の有無

1	子供なし	53.5%	630,259	
2	子供あり	46.1%	539,837	1,170,166

個人年収

1	200万未満	52.5%	433,664	
2	200～400万未満	25.6%	233,131	
3	400～600万未満	12.7%	117,600	
4	600～800万未満	5.2%	47,354	
5	800～1000万未満	2.1%	18,684	
6	1000～1200万未満	0.5%	7,604	
7	1200～1500万未満	0.4%	3,427	
8	1500～2000万未満	0.2%	1,654	
9	2000万以上	0.2%	1,435	920,743

*無回答者を除く

性年齢別モニタ数

		12才未満	12才～19才	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～49才	50才～59才	60才以上	合計
男性		137	25,851	51,633	45,716	49,024	55,118	105,210	62,345	37,054	432,277
女性		177	47,519	100,727	114,835	123,147	116,482	164,959	67,411	22,597	737,685
合計		314	73,400	152,420	160,581	172,171	171,600	260,269	119,756	59,651	1,170,162

職業別モニタ数

		公務員	経営者・役員	会社員(事務系)	会社員(技術系)	会社員(その他)	自営業	自由業	専業主婦	パート・アルバイト	学生	その他	合計
10代	男性	42	0	24	230	141	32	31	8	695	24,176	169	25,557
	女性	28	0	183	122	231	13	20	659	2,181	42,909	209	46,738
20代	男性	2,568	444	6,941	14,419	12,148	1,747	1,294	152	10,576	39,533	3,221	62,413
	女性	3,682	254	23,724	9,814	23,447	1,544	1,750	33,691	39,032	84,873	6,570	205,781
30代	男性	5,671	1,830	18,678	30,877	26,075	6,109	2,049	241	9,852	765	4,355	100,337
	女性	3,685	603	43,244	10,481	19,532	4,451	2,871	65,025	47,709	1,018	7,370	233,659
40代	男性	6,133	3,875	18,580	28,084	24,237	10,458	2,547	261	3,344	121	3,616	102,294
	女性	2,027	824	22,449	4,494	6,934	5,053	2,414	55,937	43,535	210	5,878	151,332
50代	男性	6,030	3,878	10,893	13,631	11,827	7,752	1,992	169	1,747	32	2,355	69,652
	女性	659	616	6,022	1,059	2,929	3,097	1,142	20,476	17,042	37	2,279	55,750
60代以上	男性	780	2,076	2,169	2,549	2,507	5,201	1,074	133	2,540	15	3,767	23,228
	女性	110	244	650	97	412	1,175	235	13,034	3,424	13	603	20,857
合計		31,625	14,632	153,782	118,637	132,740	47,716	17,108	222,250	178,128	162,752	40,885	1,118,374

*無回答者を除く

未・既婚別モニタ数

		未婚		既婚		合計
		子供なし	子供あり	子供なし	子供あり	
10代	男性	24,757	1,041	145	73	26,018
	女性	45,076	1,010	1,655	856	47,655
20代	男性	55,120	1,444	4,698	6,233	67,405
	女性	152,234	4,953	19,641	38,720	215,553
30代	男性	47,126	1,861	14,400	42,555	104,142
	女性	62,821	8,233	33,056	119,473	239,629
40代	男性	32,132	2,893	13,432	58,853	105,310
	女性	27,153	10,659	22,211	94,603	154,659
50代	男性	12,031	2,874	6,821	43,619	63,345
	女性	8,223	8,012	8,243	33,833	57,411
60代以上	男性	2,239	2,108	3,301	28,759	37,054
	女性	1,392	3,708	1,291	16,155	22,697
合計		439,021	48,019	131,247	491,876	1,170,162

